

著作権法

全部改訂 2006.12.28 法律第 8101 号	一部改正 2013.07.16 法律第 11903 号
改正 2008.02.29 法律第 8852 号	一部改正 2013.12.30 法律第 12137 号
改正 2009.03.25 法律第 9529 号	他法改正 2016.02.03 法律第 13978 号
改正 2009.04.22 法律第 9625 号	一部改正 2016.03.22 法律第 14083 号
改正 2009.07.31 法律第 9785 号	一部改正 2016.12.20 法律第 14432 号
改正 2011.06.30 法律第 10807 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14634 号
一部改正 2011.12.02 法律第 11110 号	一部改正 2018.10.16 法律第 15823 号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法は、著作者の権利とこれに隣接する権利を保護し、著作物の公正な利用を図ることにより文化及び関連産業の向上発展に貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “著作物”は、人間の思想または感情を表現した創作物を言う。
2. “著作者”は、著作物を創作した者を言う。
3. “公演”は、著作物または実演・音盤・放送を上演・演奏・歌唱・口演・朗読・上映・再生その他の方法で公衆に公開することを言い、同一人の占有に属する連結した場所の中でなされる送信(伝送を除く)を含む。
4. “実演者”は、著作物を演技・舞踊・演奏・歌唱・口演・朗読その他の芸術的方法で表現し、または著作物ではないものをこれと類似する方法で表現する実演をする者を言い、実演を指揮、演出または監督する者を含む。
5. “音盤”は音(音声・音響を言う。以下同じ)が有形物に固定されたもの(音をデジタル化したものを含む)を言う。ただし、音が映像と共に固定されたものを除く。
6. “音盤製作者”は、音盤を最初に製作するにあたって全体的に企画し責任を業を者を言う。
7. “公衆送信”は、著作物、実演・音盤・放送またはデータベース(以下“著作物等”という)を公衆が受信する、または接近するようにする目的で無線または有線通信の方法により送信する、または利用に提供することを言う。
8. “放送”は、公衆送信のうち公衆が同時に受信するようにする目的で音・映像または音と映像等を送信することを言う。
- 8 の 2. “暗号化された放送信号”とは、放送事業者か放送事業者の同意を受けた者が正当な権限なしに放送(有線及び衛星通信の方法による放送に限る)を受信することを防止するか抑制するために電子的に暗号化した放送信号をいう。
9. “放送事業者”は、放送を業とする者を言う。
10. “伝送”は、公衆送信のうち公衆の構成員が個別的に選択した時間と場所で接近できるように著作物等を利用に提供することを言い、それによってなされる送信を含む。

11. “デジタル音声送信”は、公衆送信のうち公衆をして同時に受信するようにする目的で公衆の構成員の要請によって開始されるデジタル方式の音の送信を言い、伝送を除く。
12. “デジタル音声送信事業者”は、デジタル音声送信を業とする者を言う。
13. “映像著作物”は、連続的な映像(音の随伴有無は問わない)が収録された創作物で、その映像を機械または電子装置によって再生して見ることができる、または見て聞くことができるものを言う。
14. “映像製作者”は、映像著作物の製作においてその全体を企画し責任を業とする者を言う。
15. “応用美術著作物”は、物品に同一の形状で複製され得る美術著作物で、その利用された物品と区分されて独自性を認めることができるものを言い、デザイン等を含む。
16. “コンピュータープログラム著作物”は、特定の結果を得るためにコンピューター等情報処理能力を持った装置(以下“コンピューター”という)内で直接または間接に使用される一連の指示・命令で表現された創作物を言う。
17. “編集物”は、著作物や符号・文字・音・映像その他の形態の資料(以下“素材”と言う)の集合物を言い、データベースを含む。
18. “編集著作物”は、編集物でその素材の選択・配列または構成に創作性があるものを言う。
19. “データベース”は、素材を体系的に配列または構成した編集物で、個別的にその素材に接近し、またはその素材を検索するようにしたものを言う。
20. “データベース製作者”は、データベースの製作またはその素材の更新・検証または補充(以下“更新等”という)に人的または物的に相当な投資を行った者を言う。
21. “共同著作物”は、2人以上が共同で創作した著作物で、各自の貢献した部分を分離して利用することができないものを言う。
22. “複製”は、印刷・写真撮影・複写・録音・録画その他の方法により一時的又は永久的に有形物に固定するか再び製作することを言い、建築物の場合はその建築のための模型または設計図書によってこれを施工することを含む。
23. “配布”は、著作物等の原本またはその複製物を公衆に対価を受け、または受けずに譲渡または貸与することを言う。
24. “発行”は、著作物または音盤を公衆の需要を充足させるために複製・配布することを言う。
25. “公表”は、著作物を公演、公衆送信または展示その他の方法で公衆に公開する場合と著作物を発行する場合を言う。
26. “著作権信託管理業”は、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者またはデータベース製作者の権利を持った者のために、その権利を信託されてこれを持続的に管理する業を言い、著作物等の利用と係わって包括的に代理する場合を含む。
27. “著作権代理仲介業”は、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者またはデータベース製作者の権利を持った者のために、その権利の利用に関する代理または仲介行為をする業を言う。
28. “技術的保護措置”とは、次の各目のいずれか一つに該当する措置をいう。
 - カ. 著作権、その他この法によって保護される権利の行使と関連して、この法によって保護される著作物等に対する接近を効果的に防止するか抑制するためにその権利者や権利者の同意を受けた者が適用する技術的措置
 - ナ. 著作権、その他この法によって保護される権利に対する侵害行為を効果的に防止するか抑制するためにその権利者や権利者の同意を受けた者が適用する技術的措置
29. “権利管理情報”は、次の各目のいずれか一つに該当する情報や、その情報を現わす数字または符号で、各情報が著作権、その他この法によって保護される権利によって保護される著作物等の原本やその複製物に附着し、また

はその公演・実行または公衆送信に隋伴されるものを言う。

カ. 著作物等を識別するための情報

ナ. 著作権、その他この法によって保護される権利を有した者を識別するための情報

タ. 著作物等の利用方法及び条件に関する情報

30. “オンラインサービス提供者”とは、次の各目のいずれか一つに該当する者をいう。

カ. 利用者が選択した著作物等をその内容の修正なしに利用者が指定した地点間で情報通信網(「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網をいう。以下同じ)を通じて伝達するために電送するか経路を指定するか連結を提供する者

ナ. 利用者らが情報通信網に接続するか情報通信網を通じて著作物等を複製・伝送することができるようにサービスを提供するかそのための設備を提供又は運営する者

31. “業務上著作物”は、法人・団体その他の使用者(以下“法人等”という)の企画下に法人等の業務に従事する者が業務上作成する著作物を言う。

32. “公衆”は、不特定多数人(特定多数人を含む)を言う。

33. “認証”は、著作物等の利用許諾等のために正当な権利者であることを証明することを言う。

34. “プログラムコード逆分析”は、独立的に創作されたコンピュータープログラム著作物と異なるコンピュータープログラムとの互換に必要な情報を得るためにコンピュータープログラム著作物コードを複製または変換することを言う。

35. “ラベル”とは、その複製物が正当な権限によって製作されたものであることを示すために著作物等の類型的複製物・包装又は文書に付着・同封又は添付されるかそのような目的で考案された表紙をいう。

36. “映画上映館”とは、映画上映館、試写会場、その他公衆に映像著作物を上映する場所として上映者によって入場が統制される場所をいう。

第2条の2(著作権保護に関する施策樹立等) ①文化体育観光部長官は、この法の目的を達成するために次の各号の施策を樹立・施行することができる。

1. 著作権の保護及び著作物の公正な利用環境造成のための基本政策に関する事項
2. 著作権認識拡散のための教育及び広報に関する事項
3. 著作物等の権利管理情報及び技術的保護措置の政策に関する事項

②第1項による施策の樹立・施行に必要な事項は、大統領令で定める。

第3条(外国人の著作物) ①外国人の著作物は、大韓民国が加入または締結した条約によって保護される。

②大韓国内に常時居住する外国人(無国籍者及び大韓国内に主な事務所がある外国法人を含む)の著作物と、最初に大韓国内で公表された外国人の著作物(外国で公表された日から30日以内に大韓国内で公表された著作物を含む)はこの法によって保護される。

③第1項及び第2項によって保護される外国人(大韓国内に常時居住する外国人及び無国籍者は除く。以下この条で同じ)の著作物であっても、その外国で大韓民国国民の著作物を保護しない場合には、それに相応するように条約及びこの法による保護を制限することができる。

④第1項及び第2項によって保護される外国人の著作物でも、その外国で保護期間が満了した場合には、この法による保護期間を認めない。

第2章 著作権

第1節 著作物

第4条(著作物の例示等) ①この法で言う著作物を例示すれば次の通りである。

1. 小説・時論文・講演・演説・脚本その他の語文著作物
2. 削除
3. 演劇及び舞踊・無言劇その他の演劇著作物
4. 絵画・書道・彫刻・版画・工芸・応用美術著作物その他の美術著作物
5. 建築物・建築のための模型及び設計図書その他の建築著作物
6. 写真著作物(これと類似する方法で製作されたものを含む)
7. 映像著作物
8. 地図・図表・設計図・略図・模型その他の図形著作物
9. コンピュータープログラム著作物

②第1項第9号の規定によるコンピュータープログラム著作物の保護等に関して必要な事項は、別に法律で定める。

第5条(2次的著作物) ①原著物を翻訳・編曲・変形・脚色・映像製作その他の方法で作成した創作物(以下“2次的著作物”という)は独自の著作物として保護される。

②2次的著作物の保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

第6条(編集著作物) ①編集著作物は、独自の著作物として保護される。

②編集著作物の保護は、その編集著作物の構成部分になる素材の著作権その他この法によって保護される権利に影響を及ぼさない。

第7条(保護受けることができない著作物) 次の各号のいずれか一つに該当するものはこの法による保護を受けることができない。

1. 憲法・法律・条約・命令・条例及び規則
2. 国家または地方自治体の告示・公告・訓令その他これと類似するもの
3. 法院(裁判所)の判決・決定・命令及び審判や行政審判手続その他これと類似する手続による議決・決定等
4. 国家または地方自治体が作成したもので、第1号ないし第3号に規定されたものの編集物または翻訳物
5. 事実の伝達に過ぎない時事報道

第2節 著作者

第8条(著作者等の推定) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、著作者であってその著作物に対する著作権を有するものと推定する。

1. 著作物の原本やその複製物に、著作者としての実名または異名(芸名・雅号・略称等を言う。以下同じ)として広く知られたものが、一般的な方法で表示された者
2. 著作物を公演または公衆送信する場合に、著作者としての実名または著作者の広く知られた異名として表示された者

②第1項各号のいずれか一つに該当する著作者の表示がない著作物の場合には、発行者・公演者または公表者と

表示された者が著作権を有するものと推定する。

第9条(業務上著作物の著作者) 法人等の名義で公表される業務上著作物の著作者は、契約または勤務規則等に他の定めがない時には、その法人等になる。但し、コンピュータープログラム著作物(以下“プログラム”という)の場合、公表されることを要しない。

第10条(著作権) ①著作者は、第11条ないし第13条の規定による権利(以下“著作人格権”という)と第16条ないし第22条の規定による権利(以下“著作財産権”という)を有する。

②著作権は、著作物を創作した時から発生し、何らかの手續や形式の履行を要しない。

第3節 著作人格権

第11条(公表権) ①著作者は、その著作物を公表するか、または公表しないことを決定する権利を有する。

②著作者が、公表されない著作物の著作財産権を第45条による譲渡、第46条による利用許諾、第57条による排他的発行権の設定又は第63条による出版権の設定をした場合には、その相手側に著作物の公表を同意したものと推定する。

③著作者が、公表されない美術著作物・建築著作物または写真著作物(以下“美術著作物等”という)の原本を譲渡した場合には、その相手側に著作物の原本の展示方式による公表を同意したものと推定する。

④原著作者の同意を得て作成された2次的著作物または編集著作物が公表された場合には、その原著作物も公表されたものとみなす。

⑤ 公表していない著作物を著作者が第31条の図書館等に寄贈した場合、別途の意思を表示しない限り寄贈した時に公表に同意したものと推定する。

第12条(氏名表示権) ①著作者は、著作物の原本やその複製物に、または著作物の公表媒体にその実名または異名を表示する権利を有する。

②著作物を利用する者は、その著作者の特別な意思表示がない時には、著作者がその実名または異名を表示しているところに従ってを表示しなければならない。但し、著作物の性質やその利用の目的及び形態等に照らしやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

第13条(同一性維持権) ①著作者は、その著作物の内容・形式及び題号の同一性を維持する権利を有する。

②著作者は、次の各号のいずれか一つに該当する変更に対しては異議することができない。但し、本質的な内容の変更は、この限りでない。

1. 第25条の規定によって著作物を利用する場合に、学校教育の目的上やむを得ないと認められる範囲内での表現の変更
2. 建築物の増築・改築その他の変形
3. 特定のコンピューター以外には利用することができないプログラムを他のコンピューターに利用することができるようにするために必要な範囲での変更
4. プログラムを特定のコンピューターにより効果的に利用することができるようにするために必要な範囲での変更
5. その他著作物の性質やその利用の目的及び形態等に照らしやむを得ないと認められる範囲内での変更

第14条(著作人格権の一身専属性) ①著作人格権は著作者一身に専属する。

②著作者の死亡後にその著作物を利用する者は、著作者が生存していたなら著作人格権の侵害になる行為をしてはならない。但し、その行為の性質及び程度に照らして社会通念上その著作者の名誉を毀損するのではないと認められる場合にはこの限りでない。

第15条(共同著作物の著作人格権) ①共同著作物の著作人格権は、著作者全員の合意によらなければこれを行行使することができない。この場合、各著作者は信義に反して合意の成立を妨害することはできない。

②共同著作物の著作者は、そのうちから著作人格権を代表して行使することができる者を定めることができる。

③第2項の規定によって権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限がある時に、その制限は善意の第3者に対抗することができない。

第4節 著作財産権

第1款 著作財産権の種類

第16条(複製権) 著作者は、その著作物を複製する権利を有する。

第17条(公演権) 著作者は、その著作物を公演する権利を有する。

第18条(公衆送信権) 著作者は、その著作物を公衆送信する権利を有する。

第19条(展示権) 著作者は、美術著作物等の原本やその複製物を展示する権利を有する。

第20条(配布権) 著作者は、著作物の原本やその複製物を配布する権利を有する。但し、著作物の原本やその複製物が該当著作財産権者の許諾を得て販売等の方法で取引に提供された場合にはこの限りでない。

第21条(貸与権) 第20条但し書にもかかわらず、著作者は商業的目的で公表された音盤(以下“商業用音盤”という)若しくは商業的目的で公表されたプログラムを営利を目的として貸与する権利を有する。

第22条(2次的著作物作成権) 著作者は、その著作物を原著物とする2次的著作物を作成して利用する権利を有する。

第2款 著作財産権の制限

第23条(裁判手続等での複製) 裁判手続のために必要な場合、または立法・行政の目的のための内部資料として必要な場合には、その限度中で著作物を複製することができる。但し、その著作物の種類と複製の部数及び形態等に照らし当該著作財産権者の利益を不当に侵害する場合には、この限りでない。

第24条(政治的演説等の利用) 公開的に行った政治的演説及び法廷・国会または地方議会で公開的に行った陳述

は、どのような方法でも利用することができる。但し、同一の著作者の演説や陳述を編集して利用する場合にはこの限りでない。

第 24 条の 2(公共著作物の自由利用) ①国家または地方自治団体が業務上作成し公表した著作物や契約に基づいて、著作財産権のすべてを保有した著作物は許諾なしに利用することができる。ただし、著作物が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 国家安全保障に関連する情報を含んでいる場合
 2. 個人のプライバシーまたは事業上の秘密に該当する場合
 3. 他の法律に基づいて、公開が制限される情報を含んでいる場合、
 4. 第 112 条の規定による韓国著作権委員会に登録された著作物で、「国有財産法」による国有財産または「公有財産および物品管理法」による公有財産として管理される場合
- ②国家は「公共機関の運営に関する法律」第 4 条の規定による、公共機関が業務上作成し公表した著作物や契約に基づいて、著作財産権のすべてを保有した著作物の利用を活性化するために、大統領令で定めるところにより公共著作物利用活性化施策を樹立・施行することができる。
- ③国家または地方自治団体は第 1 項第 4 号の公共著作物中、自由な利用のために必要であると認める場合、「国有財産法」または「共有財産および物品管理法」にかかわらず大統領令で定めるところにより使用することができる。

第 25 条(学校教育目的等への利用) ①高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校の教育目的上必要な教科用図書には、公表された著作物を掲載することができる。

- ②特別法により設立されたり「幼児教育法」、「小・中等教育法」または「高等教育法」による学校、国家や地方自治体が運営する教育機関及びこれらの教育機関の授業を支援するために、国家や地方自治体に所属した教育支援機関は、その授業または支援の目的上必要と認められる場合には、公表された著作物の一部分を複製・配布・公演・展示または公衆送信することができる。
- ③第 2 項の規定による教育機関で教育を受ける者は、授業目的上必要と認められる場合には第 2 項の範囲内で公表された著作物を複製し、または伝送することができる。
- ④第 1 項及び第 2 項により著作物を利用しようとする者は、文化体育観光部長官が定めて告示する基準に従う補償金を該当著作財産権者に支給しなければならない。但し、高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校で第 2 項による複製・配布・公演・放送または伝送をする場合には、補償金を支給しない。
- ⑤第 4 項の規定による補償を受ける権利は、次の各号の要件を備えた団体であって文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されなければならない。文化体育観光部長官がその団体を指定する時には、あらかじめその団体の同意を得なければならない。
1. 大韓国内で補償を受ける権利を持った者(以下“補償権利者”と言う)で構成された団体
 2. 営利を目的としないこと
 3. 補償金の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力があること
- ⑥第 5 項の規定による団体は、その構成員でなくても、補償権利者から申請がある時にはその者のためにその権利行使を拒否することができない。この場合にその団体は、自分の名義でその権利に関する裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- ⑦文化体育観光部長官は、第 5 項の規定による団体が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはその指定を取

消すことができる。

1. 第 5 項の規定による要件を備えることができなかった時
2. 補償関係業務規定に違背した時
3. 補償関係業務を相当な期間休止して補償権利者の利益を害する恐れがある時

⑧第 5 項の規定による団体は、補償金分配公告をした日から 5 年が経過した未分配補償金に対して、文化体育観光部長官の承認を得て次の各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。ただし、補償権利者に対する情報が確認されている場合、補償金を支給するために、一定比率の未分配補償金を大統領令で定めるところにより積立しなければならない。

1. 著作権教育・広報及び研究
2. 著作権情報の管理及び提供
3. 著作物創作活動の支援
4. 著作権保護事業
5. 創作者権益擁護事業
6. 補償権利者に対する補償金分配活性化事業
7. 著作物利用活性化及び公正な利用を図るための事業

⑨第 5 項・第 7 項及び第 8 項の規定による団体の指定と取消及び業務規定、補償金分配公告、未分配補償金の使用承認等に必要な事項は、大統領令で定める。

⑩第 2 項の規定によって教育機関が伝送をする場合には、著作権その他この法によって保護される権利の侵害を防止するために、複製防止措置等の大統領令が定める必要な措置をしなければならない。

第 26 条(時事報道のための利用) 放送・新聞その他の方法によって時事報道をする場合に、その過程で見え、または聞こえる著作物は、報道のための正当な範囲内で複製・配布・公演または公衆送信することができる。

第 27 条(時事的な記事及び論説の複製等) 政治・経済・社会・文化・宗教に関して「新聞などの振興に関する法律」第 2 条の規定による新聞及びインターネット新聞または「ニュース通信振興に関する法律」第 2 条の規定によるニュース通信に掲載された時事的な記事や論説は、他の言論機関が複製・配布または放送することができる。但し、利用を禁止する表示がある場合には、この限りでない。

第 28 条(公表された著作物の引用) 公表された著作物は、報道・批評・教育・研究等のためには、正当な範囲内で公正な慣行に合致するようにこれを引用することができる。

第 29 条(営利を目的としない公演・放送) ①営利を目的とせず、聴衆や観衆または第 3 者からどんな名目であれ反対給付を受けない場合には、公表された著作物を公演(商業用音盤又は商業的目的で公表された映像著作物を再生する場合を除く)または放送することができる。但し、実演者に通常の報酬を支給する場合には、この限りでない。

②聴衆や観衆から当該公演に対する反対給付を受けない場合には、商業用音盤または商業的目的で公表された映像著作物を再生して公衆に公演することができる。但し、大統領令が定める場合には、この限りでない。

第 30 条(私的利用のための複製) 公表された著作物を、営利を目的とせず個人的に利用し、または家庭及びこれに準ずる限定された範囲内で利用する場合には、その利用者はこれを複製することができる。但し、公衆の使用に提供するために設置された複写器機による複製は、この限りでない。

第 31 条(図書館等での複製等) ①「図書館法」による図書館と図書・文書・記録その他の資料(以下“図書等”という)を公衆の利用に提供する施設のうち大統領令が定める施設(当該施設の場合を含み、以下“図書館等”という)は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その図書館等に保管された図書等(第 1 号の場合には第 3 項の規定により当該図書館等が複製・伝送を受けた図書等を含む)を使用して著作物を複製することができる。但し、第 1 号及び第 3 号の場合には、デジタル形態で複製することはできない。

1. 調査・研究を目的とする利用者の要求によって、公表された図書等の一部分の複製物を、1 人 1 部に限って提供する
場合

2. 図書等の自体保存のために必要な場合

3. 他の図書館等の要求によって、絶版その他これに準ずる事由で求めにくい図書等の複製物を保存用として提供する
場合

②図書館等は、コンピューターを利用して利用者がその図書館等の中で閲覧することができるように保管された図書等を複製し、または伝送することができる。この場合、同時に閲覧することができる利用者の数は、その図書館等で保管している、または著作権その他この法によって保護される権利を有する者から利用許諾を受けたその図書等の部数を超過することはできない。

③図書館等は、コンピューターを利用して利用者が他の図書館等の中で閲覧することができるように保管された図書等を複製し、または伝送することができる。但し、その全部または一部が販売用として発行された図書等は、その発行日から 5 年が経過しない場合には、この限りでない。

④図書館等は、第 1 項第 2 号の規定による図書等の複製及び第 2 項と第 3 項の規定による図書等の複製の場合に、その図書等がデジタル形態で販売されている時には、その図書等をデジタル形態で複製することはできない。

⑤図書館等は、第 1 項第 1 号の規定によってデジタル形態の図書等を複製する場合及び第 3 項の規定によって図書等を他の図書館等の中で閲覧することができるように複製し、または伝送する場合には、文化体育観光部長官が定めて告示する基準による補償金を、当該著作財産権者に支給しなければならない。但し、国家、地方自治体または「高等教育法」第 2 条の規定による学校を著作財産権者とする図書等(その全部または一部が販売用として発行された図書等を除く)の場合には、この限りでない。

⑥第 25 条第 5 項ないし第 9 項の規定は、第 5 項の補償金の支給等に関して準用する。

⑦第 1 項ないし第 3 項の規定によって図書等をデジタル形態で複製し、または伝送する場合に、図書館等は、著作権その他この法によって保護される権利の侵害を防止するために、複製防止措置等大統領令が定める必要な措置をしなければならない。

⑧「図書館法」第 20 条の 2 によって国立中央図書館がオンライン資料の保存のために収集する場合には、該当資料を複製することができる。

第 32 条(試験問題としての複製) 学校の入学試験その他学識及び機能に関する試験または検定のために必要な場合には、その目的のために正当な範囲で公表された著作物を複製・配布することができる。但し、営利を目的とする場合には、この限りでない。

第 33 条(視覚障害者等のための複製等) ①公表された著作物は、視覚障害者等のために点字で複製・配布することができる。

②視覚障害者等の福利増進を目的とする施設のうち大統領令が定める施設(当該施設の間を含む)は、営利を目的とせず、視覚障害者等の利用に提供するために公表された語文著作物を録音し、または大統領令で定める視覚障害者等のための専用記録方式で複製・配布または伝送することができる。

③第 1 項及び第 2 項の規定による視覚障害者等の範囲は、大統領令で定める。

第 33 条の 2(聴覚障害者等のための複製等) ①誰でも聴覚障害者等のために公表された著作物を韓国手語で変換することができる、これらの韓国手語を複製・配布・公演または公衆送信することができる。

②聴覚障害者等の福利増進を目的とする施設中、大統領令で定める施設(当該施設の間を含む。)は、営利を目的とせず、聴覚障害者等の利用を提供するために必要な範囲で、公表された著作物等に含まれた音声および音響等を字幕等、聴覚障害者が認知することができる方式で変換することができる、これらの字幕等を聴覚障害者等が利用できるように、複製・配布・公演または公衆送信することができる。

③第 1 項および第 2 項の規定による聴覚障害者等の範囲は大統領令で定める。

第 34 条(放送事業者の一時的録音・録画) ①著作物を放送する権限を有する放送事業者は、自身の放送のために自らの手段で著作物を一時的に録音し、または録画することができる。

②第 1 項の規定によって作られた録音物または録画物は、録音日または録画日から 1 年を超えて保存することができない。但し、その録音物または録画物が、記録の資料として大統領令が定める場所に保存する場合には、この限りでない。

第 35 条(美術著作物等の展示または複製) ①美術著作物等の原本の所有者やその同意を得た者は、その著作物を原本によって展示することができる。但し、街路・公園・建築物の外壁その他公衆に開放された場所に常時展示する場合には、この限りでない。

②第 1 項但し書の規定による開放された場所に常時展示されている美術著作物等は、いかなる方法でもこれを複製して利用することができる。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 建築物を建築物で複製する場合
2. 彫刻または絵画を彫刻または絵画で複製する場合
3. 第 1 項但し書の規定による開放された場所等に常時展示するために複製する場合
4. 販売の目的で複製する場合

③第 1 項の規定によって展示をする者または美術著作物等の原本を販売しようとする者は、その著作物の解説や紹介を目的とする目録形態の冊子にこれを複製して配布することができる。

④委託による肖像画またはこれと類似する写真著作物の場合には、委託者の同意がない時にはこれを利用することができない。

第 35 条の 2(著作物利用過程での一時的複製) コンピューターで著作物を利用する場合には、円滑かつ効率的な情報処理のために必要と認められる範囲中でその著作物をそのコンピューターに一時的に複製することができる。ただし、その著作物の利用が著作権を侵害する場合には、この限りでない。

第 35 条の 3(著作物の公正な利用) ①第 23 条から第 35 条の 2 まで、第 101 条の 3 から第 101 条の 5 までの場合の他に著作物の通常的な利用方法と衝突せず著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、著作物を利用することができる。

② 著作物利用行為が第 1 項に該当するかを判断するときには、次の各号の事項等を考慮しなければならない。

1. 利用の目的及び性格
2. 著作物の種類及び用途
3. 利用された部分が著作物全体で占める比重とその重要性
4. 著作物の利用がその著作物の現在市場又は価値か潜在的な市場又は価値に及ぼす影響

第 36 条(翻訳等による利用) ①第 24 条の 2、第 25 条、第 29 条、第 30 条又は第 35 条の 3 によって著作物を利用する場合には、その著作物を翻訳・編曲または改作して利用することができる。

②第 23 条・第 24 条・第 26 条・第 27 条・第 28 条・第 32 条・第 33 条または第 33 条の 2 によって著作物を利用する場合には、その著作物を翻訳して利用することができる。

第 37 条(出所の明示) ①この款によって著作物を利用する者は、その出所を明示しなければならない。但し、第 26 条、第 29 条から第 32 条まで、第 34 条及び第 35 条の 2 の場合には、この限りでない。

②出所の明示は、著作物の利用状況によって合理的と認められる方法でしなければならず、著作者の実名または異名が表示された著作物の場合には、その実名または異名を明示しなければならない。

第 37 条の 2(適用除外) プログラムについては、は第 23 条・第 25 条・第 30 条及び第 32 条を適用しない。

第 38 条(著作人格権との関係) この款各組の規定は、著作人格権に影響を及ぼすものと解釈されてはならない。

第 3 款 著作財産権の保護期間

第 39 条(保護期間の原則) ①著作財産権は、この款に特別な規定がある場合を除いては、著作者 が生存する間と死亡した後 70 年間存続する。

②共同著作物の著作財産権は、一番最後に死亡した著作者が死亡した後 70 年間存続する。

第 40 条(無名または異名著作物の保護期間) ①無名または広く知られない異名が表示された著作物の著作財産権は、公表された時から 70 年間存続する。但し、この期間内に著作者が死亡してから 70 年経ったと認めるに値する正当な事由が発生した場合には、その著作財産権は著作者が死亡した後 70 年経ったと認められる時に消滅したものとみなす。

②次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第 1 項の規定はこれを適用しない。

1. 第 1 項の期間内に著作者の実名または広く知られた異名が明かされた場合
2. 第 1 項の期間以に第 53 条第 1 項の規定による著作者の実名登録がある場合

第 41 条(業務上著作物の保護期間) 業務上著作物の著作財産権は、公表した時から 70 年間存続する。但し、創作した時から 50 年以内に公表されない場合には、創作した時から 70 年間存続する。

第 42 条(映像著作物の保護期間) 映像著作物の著作権は、第 39 条及び第 40 条にもかかわらず、公表した時から 70 年間存続する。但し、創作した時から 50 年以内に公表されない場合には、創作した時から 70 年間存続する。

第 43 条(継続的刊行物等の公表時期) ①第 40 条第 1 項又は第 41 条による公表時期は、冊・号または回等で公表する著作物の場合には毎冊・号または毎回等の公表時とし、一部分ずつ順次に公表して完成する著作物の場合には、最終部分の公表時とする。

②一部分ずつ順次に公表して全部を完成する著作物の継続されるべき部分が、最近の公表時期から 3 年が経過しても公表されない場合には、すでに公表された最後の部分を第 1 項の規定による最終部分とみなす。

第 44 条(保護期間の起算) この款に規定された著作権の保護期間を計算する場合には、著作者が死亡するか、または著作物を創作または公表した翌年から起算する。

第 4 款 著作権の譲渡・行使・消滅

第 45 条(著作権の譲渡) ①著作権は、全部または一部を譲渡することができる。

②著作権の全部を譲渡する場合に特約がない時には、第 22 条による 2 次的著作物を作成して利用する権利は含まれないものと推定する。但し、プログラムの場合特約がない限り 2 次的著作物作成権も共に譲渡されたものと推定する。

第 46 条(著作物の利用許諾) ①著作権者は、他人にその著作物の利用を承諾することができる。

②第 1 項の規定によって許諾を得た者は、許諾を受けた利用方法及び条件の範囲内でその著作物を利用することができる。

③第 1 項の規定による許諾によって著作物を利用することができる権利は、著作権者の同意なしに第 3 者にこれを譲渡することができない。

第 47 条(著作権を目的とする質権の行使等) ①著作権を目的とする質権は、その著作権の譲渡またはその著作物の利用によって著作権者が受ける金銭その他の物(第 57 条による排他的発行権及び第 63 条による出版権設定の対価を含む)に対しても行使することができる。但し、これらの支給または引渡前にこれを差押えなければならない。

②質権の目的になった著作権は、設定行為に特約がない限り著作権者がこれを行行使する。

第 48 条(共同著作物の著作権の行使) ①共同著作物の著作権は、その著作権者全員の合意によらなければこれを行行使することができず、他の著作権者の同意がなければその持分を譲渡し、または質権の目的とすることができない。この場合、各著作権者は、信義に反して合意の成立を妨害し、または同意を拒否することができない。

②共同著作物の利用による利益は、共同作者の間に特約がない時には、その著作物の創作に貢献した程度によって各自に配分される。この場合、各自の貢献した程度が明確ではない時には、均等なものと推定する。

③共同著作物の著作権者は、その共同著作物に対する自分の持分を放棄することができ、放棄し、または相続

人なしに死亡した場合に、その持分は他の著作財産権者にその持分の比率によって配分される。

④第15条第2項及び第3項の規定は、共同著作物の著作財産権の行使に関して準用する。

第49条(著作財産権の消滅) 著作財産権が次の各号のいずれか一つに該当する場合には消滅する。

1. 著作財産権者が相続人なしに死亡した場合に、その権利が「民法」その他の法律の規定によって国家に帰属する場合
2. 著作財産権者である法人または団体が解散し、その権利が「民法」その他の法律の規定によって国家に帰属する場合

第5節 著作物利用の法定許諾

第50条(著作財産権者不明の著作物の利用) ①何人も、大統領令が定める基準に該当する相当な努力を払っても公表された著作物(外国人の著作物を除く)の著作財産権者やその居所を知ることができず、その著作物の利用許諾を受けることができない場合には、大統領令が定めるところによって文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官が定める基準による補償金を供託してこれを利用することができる。

②第1項の規定により著作物を利用する者は、その旨と承認年月日を表示しなければならない。

③第1項の規定によって法定許諾された著作物が、再び法定許諾の対象になる時には、第1項の規定による大統領令が定める基準に該当する相当な努力の手續を略することができる。但し、その著作物に対する法定許諾の承認以前に、著作財産権者が大統領令が定める手續によって異意を提起する時には、この限りでない。

④文化体育観光部長官は、大統領令が定めるところにより法定許諾内容を情報通信網に掲示しなければならない。

第51条(公表された著作物の放送) 公表された著作物を共益上の必要によって放送しようとする放送事業者が、その著作財産権者と協議したが協議が成立しなかった場合には、大統領令が定めるところにより文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官が決定する基準による補償金を当該著作財産権者に支給し、または供託してこれを放送することができる。

第52条(商業用音盤の製作) 商業用音盤が、我が国で最初に販売されて3年が経過した場合、その音盤に録音された著作物を録音して他の商業用音盤を製作しようとする者が、その著作財産権者と協議したが協議が成立しない時には、大統領令が定めるところにより文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官が定める基準による補償金を当該著作財産権者に支給し、または供託して、他の商業用音盤を製作することができる。

第6節 登録及び認証

第53条(著作権の登録) ①著作者は、次の各号の事項を登録することができる。

1. 著作者の実名・異名(公表当時に異名を使った場合に限る)・国籍・住所または居所
2. 著作物の題号・種類・創作年月日
3. 公表の有無及び最初に公表された国家・公表年月日
4. その他大統領令で定める事項

②著作者が死亡した場合、著作者の特別な意思表示がない時には、その遺言で指定した者または相続人が、第1項

各号の規定による登録をすることができる。

③第1項及び第2項により、著作者として実名が登録された者はその登録著作物の著作者と、創作年月の最初の公表年月日が登録された著作物は登録された年月日に創作または最初に公表されたものと、推定する。但し、著作物を創作した時から1年が経過した後に創作年月日を登録した場合には、登録された年月日に創作されたものと推定しない。

第54条(権利変動等の登録・効力) 次の各号の事項はこれを登録することができ、登録しなければ第3者に対抗することができない。

1. 著作財産権の譲渡(相続その他の一般承継の場合を除く)または処分制限
2. 第57条による排他的発行権又は第63条による出版権の設定・移転・変更・消滅又は処分制限
3. 著作財産権、第57条による排他的発行権及び第63条による出版権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅または処分制限

第55条(登録の手続等) ①第53条及び第54条による登録は、文化体育観光部長官が著作権登録簿(プログラムの場合にはプログラム登録簿を言う。以下この条で同じ)に記載して行う。

②文化体育観光部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、申請を差し戻すことができる。但し、申請の欠陥が補正することができる場合に、申請人が当日これを補正した時には、この限りでない。

1. 登録申請した事項が、登録するものではない時
2. 登録申請が、文化体育観光部令で定めた書式に適合しない、あるいはその他必要な資料または書類を添付しなかった時

③文化体育観光部長官は、第1項の規定により著作権登録簿に記載した登録について登録公報を発行し、または情報通信網に掲示しなければならない。申請した者がいる場合には著作権登録簿を閲覧させ、またはその写本を交付しなければならない。

④第1項ないし第3項の規定による登録、登録申請の差戻し、登録公報の発行または掲示、著作権登録簿の閲覧及び写本の交付等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第55条の2(秘密維持義務) 第53条から第55条までの規定による登録業務を遂行する者及びその職にあった者は、職務上知ることになった秘密を他人に漏らしてはならない。

第56条(権利者等の認証) ①文化体育観光部長官は、著作物等の取引の安全と信頼保護のために認証機関を指定することができる。

②第1項による認証機関の指定と指定取消及び認証手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

③第1項の規定による認証機関は、認証と係わった手数料を受けることができ、その金額は文化体育観光部長官が定める。

第7節 排他的発行権

第57条(排他的発行権) ①著作物を発行するか複製・電送(以下“発行等”という)する権利を有した者は、その著作物を発行等に利用しようとする者に対して排他的権利(以下“排他的発行権”といい、第63条による出版権は除く。以

下同じを設定することができる。

② 著作財産権者は、その著作物に対して発行等の方法及び条件が重畳しない範囲内で新しい排他的発行権を設定することができる。

③ 第1項により排他的発行権の設定を受けた者(以下“排他的発行権者”と言う)は、その設定行為で定めるところにより、その排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法で利用する権利を有する。

④ 著作財産権者は、その著作物の複製権・配布権・電送権を目的とする質権が設定されている場合には、その質権者の許諾がなくては排他的発行権を設定することができない。

第58条(排他的発行権者の義務) ① 排他的発行権者は、その設定行為に特約がない時には、排他的発行権の目的である著作物を複製するために必要な原稿またはこれに相当する品物を受取った日から9月以内にこれを発行等の方法で利用しなければならない。

② 排他的発行権者は、その設定行為に特約がない時には、慣行によりその著作物を継続して発行等の方法で利用しなければならない。

③ 排他的発行権者は、特約がない時には、各複製物に大統領令が定めるところによって著作財産権者の表示をしなければならない。

第58条の2(著作物の修正増減) ① 排他的発行権者が排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法で再び利用する場合に、著作者は、正当な範囲内でその著作物の内容を修正し、または増減することができる。

② 排他的発行権者は、排他的発行権の目的である著作物を発行等の方法で再び利用しようとする場合に、特約がない時には、その都度あらかじめ著作者にその事実を知らせなければならない。

第59条(排他的発行権の存続期間等) ① 排他的発行権は、その設定行為に特約がない時には、最初に発行等をした日から3年間存続する。ただし、著作物の映像化のために排他的発行権を設定する場合には、5年とする。

② 著作財産権者は、排他的発行権存続期間中その排他的発行権の目的である著作物の著作者が死亡した時には、第1項にかかわらず著作者のために著作物を全集その他の編集物に収録したり、全集その他の編集物の一部である著作物を分離してこれを別に発行等の方法で利用することができる。

第60条(排他的発行権の消滅通告) ① 著作財産権者は、排他的発行権者が第58条第1項又は第2項に違反した場合には、6月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しない時には排他的発行権の消滅を通告することができる。

② 著作財産権者は、排他的発行権者がその著作物を発行等の方法で利用するのが不可能か利用する意思がないことが明白な場合には、第1項にかかわらず直ちに排他的発行権の消滅を通告することができる。

③ 第1項または第2項により排他的発行権の消滅を通告した場合には、排他的発行権者が通告を受けた時に排他的発行権が消滅したものとみなす。

④ 第3項の場合に著作財産権者は、排他的発行権者に対していつでも原状回復を請求し、または発行等を中止することによる損害の賠償を請求することができる。

第61条(排他的発行権消滅後の複製物の配布) 排他的発行権が、その存続期間の満了その他の事由で消滅した場

合には、その排他的発行権を持っていた者は次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、その排他的発行権の存続期間中に作られた複製物を配布することができない。

1. 排他的発行権設定行為に特約がある場合
2. 排他的発行権の存続期間中に著作財産権者にその著作物の発行による対価を支給してその対価に相応する部数の複製物を配布する場合

第 62 条(排他的発行権の譲渡・制限等) ① 排他的発行権者は、著作財産権者の同意なしに排他的発行権を譲渡するか又は質権の目的とすることができない。

② 排他的発行権の目的になっている著作物の複製等に関しては、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 1 項から第 3 項まで、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条第 2 項及び第 3 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 36 条及び第 37 条を準用する。

第 7 節の 2 出版に関する特例

第 63 条(出版権の設定) ① 著作物を複製・配布する権利を有した者(以下“複製権者”という)は、その著作物を印刷その他これと類似の方法で文書又は図画で発行しようとする者に対してこれを出版する権利(以下“出版権”という)を設定することができる。

② 第 1 項によって出版権の設定を受けた者(以下“出版権者”という)は、その設定行為で定めるところによってその出版権の目的である著作物を原作そのまま出版する権利を有する。

③ 複製権者は、その著作物の複製権を目的とする質権が設定されている場合には、その質権者の許諾があれば出版権を設定することができる。

第 63 条の 2(準用) 第 58 条から第 62 条までは、出版権に関して準用する。この場合、“排他的発行権”は、“出版権”に、“著作財産権者”は、“複製権者”とみる。

第 3 章 著作隣接権

第 1 節 通則

第 64 条(保護を受ける実演・音盤・放送) ① 次の各号各目のいずれか一つに該当する実演・音盤及び放送は、この法による保護を受ける。

1. 実演

カ. 大韓民国国民(大韓民国の法律により設立された法人及び大韓国内に主な事務所がある外国法人を含む。以下同じ)が行う実演

ナ. 大韓民国が加入または締結した条約により保護される実演

タ. 第 2 号各目の音盤に固定された実演

ラ. 第 3 号各目の放送により送信される実演(送信前に録音または録画されている実演を除く)

2. 音盤

- カ. 大韓民国国民を音盤製作者とする音盤
- ナ. 音が最初に大韓国内で固定された音盤
- タ. 大韓民国が加入または締結した条約により保護される音盤であつて、締約国内で最初に固定された音盤
- ラ. 大韓民国が加入または締結した条約によつて保護される音盤であつて、締約国の国民(当該締約国の法律により設立された法人及び当該締約国内に主な事務所がある法人を含む)を音盤製作者とする音盤

3. 放送

- カ. 大韓民国国民である放送事業者の放送
 - ナ. 大韓国内にいる放送設備から行われる放送
 - タ. 大韓民国が加入または締結した条約により保護される放送であつて、締約国の国民である放送事業者が当該締約国内にある放送設備から行う放送
- ②第1項によつて保護される外国人の実演・音盤及び放送であつても、その外国で保護期間が満了した場合には、この法による保護期間を認めない。

第 64 条の 2(実演者等の推定) この法によつて保護される実演・音盤・放送と関連して実演者、音盤製作者又は放送事業者としての実名又は広く知られた異名が一般的な方法で表示された者は、実演者、音盤製作者又は放送事業者としてその実演・音盤・放送に対してそれぞれ実演者の権利、音盤製作者の権利又は放送事業者の権利を有するものと推定する。

第 65 条(著作権との関係) この章各組の規定は、著作権に影響を及ぼすものと解釈されてはならない。

第 2 節 実演者の権利

第 66 条(氏名表示権) ①実演者は、その実演または実演の複製物にその実名または異名を表示する権利を有する。
②実演を利用する者は、その実演者の特別な意思表示がない時には、実演者がその実名または異名を表示したところにしたがつてこれを表示しなければならない。但し、実演の性質やその利用の目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

第 67 条(同一性維持権) 実演者は、その実演の内容と形式の同一性を維持する権利を有する。但し、実演の性質やその利用の目的及び形態等に照らし、やむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

第 68 条(実演者の人格権の一身専属性) 第 66 条及び第 67 条に規定された権利(以下“実演者の人格権”という)は、実演者一身に専属する。

第 69 条(複製権) 実演者は、その実演を複製する権利を有する。

第 70 条(配布権) 実演者は、その実演の複製物を配布する権利を有する。但し、実演の複製物が、実演者の許諾を得て販売等の方法で取引に提供された場合には、この限りでない。

第 71 条(貸与権) 実演者は、第 70 条の但し書の規定にかかわらず、その実演が録音された商業用音盤を営利を目

的として貸与する権利を有する。

第 72 条(公演権) 実演者は、その固定されない実演を公演する権利を有する。但し、その実演が放送される実演の場合には、この限りでない。

第 73 条(放送権) 実演者は、その実演を放送する権利を有する。但し、実演者の許諾を得て録音された実演に対しては、この限りでない。

第 74 条(伝送権) 実演者は、その実演を伝送する権利を有する。

第 75 条(放送事業者の実演者に対する補償) ①放送事業者が、実演が録音された商業用音盤を使用して放送する場合には、相当な補償金をその実演者に支給しなければならない。但し、実演者が外国人の場合に、その外国で大韓民国国民である実演者にこの項の規定による補償金を認めない時には、この限りでない。

②第 25 条第 5 項ないし第 9 項の規定は、第 1 項の規定による補償金の支給等に関して準用する。

③第 2 項の規定による団体が、補償権利者のために請求することができる補償金の金額は、毎年その団体と放送事業者が協議して定める。

④第 3 項による協議が成立しない場合に、その団体または放送事業者は大統領令で定めるところにより第 112 条による韓国著作権委員会に調整を申請することができる。

第 76 条(デジタル音声送信事業者の実演者に対する補償) ①デジタル音声送信事業者が、実演が録音された音盤を使用して送信する場合には、相当な補償金をその実演者に支給しなければならない。

②第 25 条第 5 項ないし第 9 項の規定は、第 1 項の規定による補償金の支給等に関して準用する。

③第 2 項の規定による団体が補償権利者のために請求することができる補償金の金額は、毎年その団体とデジタル音声送信事業者が大統領令が定める期間内に協議して定める。

④第 3 項の規定による協議が成立しない場合には、文化体育観光部長官が定めて告示する金額を支給する。

第 76 条の 2(商業用音盤を使用して公演する者の実演者に対する補償) ①実演が録音された商業用音盤を使用して公演をする者は、相当な補償金をその実演者に支給しなければならない。但し、実演者が外国人の場合に、その外国で大韓民国国民である実演者にこの項の規定による補償金を認めない時には、この限りでない。

②第 25 条第 5 項から第 9 項まで及び第 76 条第 3 項・第 4 項は、第 1 項による補償金の支給及び金額等に関して準用する。

第 77 条(共同実演者) ①2 人以上が共同で合唱・合奏または演劇等を実演する場合に、この節に規定された実演者の権利(実演者の人格権は除く)は、共同で実演する者が選出する代表者がこれを行行使する。但し、代表者の選出がない場合には、指揮者または演出者等がこれを行行使する。

②第 1 項の規定により実演者の権利を行行使する場合に、独唱または独奏と一緒に実演された時には、独唱者または独奏者の同意を得なければならない。

③第 15 条の規定は、共同実演者の人格権行使に関して準用する。

第3節 音盤製作者の権利

第78条(複製権) 音盤製作者は、その音盤を複製する権利を有する。

第79条(配布権) 音盤製作者は、その音盤を配布する権利を有する。但し、音盤の複製物が音盤製作者の許諾を得て販売等の方法で取引に提供された場合には、この限りでない。

第80条(貸与権) 音盤製作者は、第79条の但し書の規定にかかわらず商業用音盤を営利を目的として貸与する権利を有する。

第81条(送信権) 音盤製作者は、その音盤を伝送する権利を有する。

第82条(放送事業者の音盤製作者に対する補償) ①放送事業者が商業用音盤を使用して放送する場合には、相当な補償金をその音盤製作者に支給しなければならない。但し、音盤製作者が外国人の場合に、その外国で大韓民国国民である音盤製作者にこの項の規定による補償金を認めない時には、この限りでない。

②第25条第5項ないし第9項及び第75条第3項・第4項の規定は、第1項の規定による補償金の支給及び金額等に関して準用する。

第83条(デジタル音声送信事業者の音盤製作者に対する補償) ①デジタル音声送信事業者が音盤を使用して送信する場合には、相当な補償金をその音盤製作者に支給しなければならない。

②第25条第5項ないし第9項及び第76条第3項・第4項の規定は、第1項の規定による補償金の支給及び金額等に関して準用する。

第83条の2(商業用音盤を使用して公演する者の音盤製作者に対する補償) ①商業用音盤を使用して公演をする者は、相当な補償金を該当音盤製作者に支給しなければならない。但し、音盤製作者が外国人の場合に、その外国で大韓民国国民である音盤製作者にこの項の規定による補償金を認めない時には、この限りでない。

②第25条第5項から第9項まで及び第76条第3項・第4項は、第1項による補償金の支給及び金額等に関して準用する。

第4節 放送事業者の権利

第84条(複製権) 放送事業者は、その放送を複製する権利を有する。

第85条(同時中継放送権) 放送事業者は、その放送を同時中継放送する権利を有する。

第85条の2(公演権) 放送事業者は、公衆の接近が可能な場所で放送の視聴と関連して入場料を受取る場合に、その放送を公演する権利を有する。

第5節 著作隣接権の保護期間

第 86 条(保護期間) ①著作隣接権は、次の各号のいずれか一つに該当する時から発生し、いかなる手続きや形式の移行を必要としない。

1. 実演の場合には、その実演をした時
2. 音盤の場合には、その音を最初に音盤に固定した時
3. 放送の場合には、その放送をした時

②著作隣接権(実演者の人格権は除く。以下同じ)は、次の各号のいずれか一つに該当する時の次の年から起算して 70 年(放送の場合には 50 年)の間存続する。

1. 実演の場合には、その実演をした時。ただし、実演をした時から 50 年以内に実演が固定された音盤が発行された場合には、音盤を発行した時
2. 音盤の場合には、その音盤を発行した時。但し、音を音盤に最初に固定した時の次の年から起算して 50 年が経過するまで音盤を発行しない場合には、音を音盤に最初に固定した時
3. 放送の場合には、その放送をした時

第 6 節 著作隣接権の制限・譲渡・行使等

第 87 条(著作隣接権の制限) ① 著作隣接権の目的となった実演・音盤又は放送の利用に関しては、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 1 項から第 3 項まで、第 26 条から第 32 条まで、第 33 条第 2 項、第 34 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 36 条及び第 37 条を準用する。

②デジタル音声伝送事業者は、第 76 条第 1 項及び第 83 条第 1 項により実演が録音された音盤を使用して伝送する場合には、自体の手段で実演が録音された音盤を一時的に複製することができる。この場合、複製物の保存期間に関しては第 34 条第 2 項を準用する。

第 88 条(著作隣接権の譲渡・行使等) 著作隣接権の譲渡に関しては第 45 条第 1 項を、実演・音盤又は放送の利用許諾に関しては第 46 条を、著作隣接権を目的とする質権の行使に関しては第 47 条を、著作隣接権の消滅に関しては第 49 条を、実演・音盤又は放送の排他的発行権の設定等に関しては第 57 条から第 62 条までの規定をそれぞれ準用する。

第 89 条(実演・音盤及び放送利用の法定許諾) 第 50 条ないし第 52 条の規定は、実演・音盤及び放送の利用に関して準用する。

第 90 条(著作隣接権の登録) 第 53 条から第 55 条まで及び第 55 条の 2 の規定は、著作隣接権又は著作隣接権の排他的発行権の登録に関して準用する。この場合第 55 条のうち“著作権登録簿”は“著作隣接権登録簿”とみなす。

第 4 章 データベース製作者の保護

第 91 条(保護を受けるデータベース) ①次の各号のいずれか一つに該当する者のデータベースは、この法による保護を受ける。

1. 大韓民国の国民
2. データベースの保護と関連して大韓民国が加入または締結した条約によって保護される外国人

②第1項の規定により保護される外国人のデータベースであっても、その外国で大韓民国の国民のデータベースを保護しない場合には、それに相応するよう条約及びこの法による保護を制限することができる。

第92条(適用除外) 次の各号のいずれか一つに該当するデータベースに対しては、この章の規定を適用しない。

1. データベースの製作・更新等または運営に利用されるコンピュータープログラム
2. 無線または有線通信を技術的に可能にさせるために製作され、または更新等がされるデータベース

第93条(データベース製作者の権利) ①データベース製作者は、そのデータベースの全部または相当な部分を複製・配布・放送または伝送(以下この条で“複製等”という)する権利を有する。

②データベースの個別素材は、第1項の規定による当該データベースの相当な部分とみなされない。但し、データベースの個別素材またはその相当な部分に至ることができない部分の複製等であっても、反復的であったり特定の目的のために体系的にすることにより、当該データベースの通常的な利用と衝突し、またはデータベース製作者の利益を不当に害する場合には、当該データベースの相当な部分の複製等とみなす。

③この章による保護は、データベースの構成部分になる素材の著作権その他この法によって保護される権利に影響を及ぼさない。

④この章による保護は、データベースの構成部分になる素材それ自体には及ばない。

第94条(データベース製作者の権利制限) ① データベース製作者の権利の目的となるデータベースの利用に関しては、第23条、第28条から第34条まで、第35条の2、第35条の3、第36条及び第37条を準用する。

②次の各号のいずれか一つに該当する場合には、何人もデータベースの全部またはその相当な部分を複製・配布・放送または伝送することができる。但し、当該データベースの通常的な利用と抵触する場合には、この限りでない。

1. 教育・学術または研究のために利用する場合。但し、営利を目的とする場合には、この限りでない。
2. 時事報道のために利用する場合

第95条(保護期間) ①データベース製作者の権利は、データベースの製作を完了した時から発生し、その次の年から起算して5年間存続する。

②データベースの更新等のために人的または物的に相当な投資が成された場合に、当該部分に対するデータベース製作者の権利は、その更新等をした時から発生し、その次の年から起算して5年間存続する。

第96条(データベース製作者の権利の譲渡・行使等) データベースの取引提供に関しては第20条ただし書きを、データベース製作者の権利の譲渡に関しては第45条第1項を、データベースの利用許諾に関しては第46条を、データベース製作者の権利を目的とする質権の行使に関しては第47条を、共同データベースのデータベース製作者の権利行使に関しては第48条を、データベース製作者の権利の消滅に関しては第49条を、データベースの排他的発行権の設定等に関しては第57条から第62条までの規定をそれぞれ準用する。

第97条(データベース利用の法定許諾) 第50条及び第51条の規定は、データベースの利用に関して準用する。

第98条(データベース製作者の権利の登録) 第53条から第55条まで及び第55条の2の規定は、データベース製

作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権の登録に関して準用する。この場合、第55条のうち“著作権登録簿”は“データベース製作者権利登録簿”とみなす。

第5章 映像著作物に関する特例

第99条(著作物の映像化) ①著作財産権者が著作物の映像化を他人に承諾した場合に、特約がない時には、次の各号の権利を含んで承諾したものと推定する。

1. 映像著作物を製作するために著作物を脚色すること
2. 公開上映を目的とした映像著作物を公開上映すること
3. 放送を目的とした映像著作物を放送すること
4. 送信を目的とした映像著作物を伝送すること
5. 映像著作物をその本来の目的で複製・配布すること
6. 映像著作物の翻訳物をその映像著作物と同じ方法で利用すること

②著作財産権者は、その著作物の映像化を承諾した場合に、特約がない時には、承諾した日から5年が経過した時にその著作物を他の映像著作物に映像化することを承諾することができる。

第100条(映像著作物に対する権利) ①映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した者が、その映像著作物に対して著作権を取得した場合、特約がない限りその映像著作物の利用のために必要な権利は、映像製作者がこれを譲渡されたものと推定する。

②映像著作物の製作に使用される小説・脚本・美術著作物または音楽著作物等の著作財産権は、第1項の規定により影響を受けない。

③映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した実演者のその映像著作物の利用に関する第69条の規定による複製権、第70条の規定による配布権、第73条の規定による放送権及び第74条の規定による伝送権は、特約がない限り映像製作者がこれを譲渡されたものと推定する。

第101条(映像製作者の権利) ①映像製作物の製作に協力することを約定した者から映像製作者が譲渡を受ける映像著作物の利用のために必要な権利は、映像著作物を複製・配布・公開上映・放送・伝送その他の方法で利用する権利とし、これを譲渡し、または質権の目的にすることができる。

②実演者から映像製作者が譲渡を受ける権利は、その映像著作物を複製・配布・放送または伝送する権利とし、これを譲渡し、または質権の目的にすることができる。

第5章の2 プログラムに関する特例

第101条の2(保護の対象) プログラムを作成するために使用する次の各号の事項にはこの法を適用しない。

1. プログラム言語: プログラムを表現する手段として、文字・記号及びその体系
2. 規約: 特定のプログラムでプログラム言語の用法に関する特別な約束
3. 解法: プログラムで指示・命令の組合方法

第101条の3(プログラムの著作財産権の制限) ①次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その目的上必要な範囲で公表されたプログラムを複製または配布することができる。但し、プログラムの種類・用途、プログラムで複

製された部分が占める比重及び複製の部数等に照らして、プログラムの著作権者の利益を不当に害する場合には、この限りでない。

1. 裁判または捜査のために複製する場合
2. 「幼児教育法」、「小・中等教育法」、「高等教育法」による学校及び他の法律により設立された教育機関(上級学校入学のための学歴が認められるか、学位を授与する教育機関に限る)で教育を担当する者が授業過程に提供する目的で複製または配布する場合
3. 「小・中等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の教育目的のための教科用図書に掲載するために複製する場合
4. 家庭のような限定された場所で個人的な目的(営利を目的とする場合を除く)で複製する場合
5. 「小・中等教育法」、「高等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の入学試験やその他の学識及び技能に関する試験または検定を目的(営利を目的とする場合を除く)として複製または配布する場合
6. プログラムの基礎を成すアイデア及び原理を確認するためにプログラムの機能を調査・研究・試験する目的で複製する場合(正当な権限によりプログラムを利用する者が該当プログラムを利用中の時に限る)
 - ② コンピューターの維持・補修のためにそのコンピューターを利用する過程でプログラム(正当に取得した場合に限る)を一時的に複製することができる。
 - ③ 第1項第3号によりプログラムを教科用図書に掲載しようとする者は、文化体育観光部長官が定めて告示する基準による補償金を該当著作権者に支給しなければならない。補償金支給については第25条第5項から第9項までの規定を準用する。

第101条の4(プログラムコード逆分析) ①正当な権限によりプログラムを利用する者またはその許諾を受けた者は、互換に必要な情報を容易に得ることができずその獲得が不可避な場合には、該当プログラムの互換に必要な部分に限ってプログラムの著作権者の許諾を受けずにプログラムコードの逆分析をすることができる。

②第1項によるプログラムコード逆分析を通じて得た情報は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこれを利用することができない。

1. 互換目的以外の他の目的のために利用するか、第三者に提供する場合
2. プログラムコード逆分析の対象になるプログラムと表現が実質的に類似のプログラムを開発・製作・販売したり、その他プログラムの著作権を侵害する行為に利用する場合

第101条の5(正当な利用者による保存のための複製等) ①プログラムの複製物を正当な権限により所持・利用する者は、その複製物の滅失・毀損または変質等に備えるために必要な範囲で該当複製物を複製することができる。

②プログラムの複製物を所持・利用する者は、該当プログラムの複製物を所持・利用する権利を喪失した時にはそのプログラムの著作権者の特別な意思表示がない限り第1項により複製したものを廃棄しなければならない。但し、プログラムの複製物を所持・利用する権利が、該当複製物が滅失することにより喪失した場合には、この限りでない。

第101条の6 削除

第101条の7(プログラムの寄託) ①プログラムの著作権者とプログラムの利用許諾を受けた者は、大統領令で定める者(以下この条で“受託人”という)と互いに合意してプログラムの原始コード及び技術情報等を受託人に寄託することができる。

②プログラムの利用許諾を受けた者は、第1項による合意で定めた事由が発生した時に、受託人にプログラムの原始コード及び技術情報等の提供を要求することができる。

第6章 オンラインサービス提供者の責任制限

第102条(オンラインサービス提供者の責任制限) ① オンラインサービス提供者は、次の各号の行為と関連して著作権、その他この法によって保護される権利が侵害されても、その号の分類に従って各目の要件をすべて備えた場合には、その侵害に対して責任を負わない。

1. 内容の修正なしに著作物等を電送するか経路を指定するか連結を提供する行為、又はその過程で著作物等をその電送のために合理的に必要な期間内で自動的・仲介的・一時的に保存する行為
 - カ. オンラインサービス提供者が著作物等の電送を開始しない場合
 - ナ. オンラインサービス提供者が著作物等やその受信者を選択しない場合
 - タ. 著作権、その他この法によって保護される権利を反復的に侵害する者のアカウント(オンラインサービス提供者が利用者を識別・管理するために使用する利用権限アカウントをいう。以下この条、第103条の2、第133条の2及び第133条の3で同じ)を解約する方針を採択してこれを合理的に履行した場合
 - ラ. 著作物等を識別して保護するための技術措置として大統領令で定める条件を満たす標準的な技術措置を権利者が利用した時にはこれを受容して妨害しない場合
2. サービス利用者の要請によって電送された著作物等を後続利用者が効率的に接近するか受信することができるようにする目的でその著作物等を自動的・仲介的・一時的に保存する行為
 - カ. 第1号各目の要件をすべて備えた場合
 - ナ. オンラインサービス提供者がその著作物等を修正しない場合
 - タ. 提供される著作物等に接近するための条件がある場合には、その条件を守った利用者だけに臨時保存された著作物等の接近を許容した場合
 - ラ. 著作物等を複製・電送する者(以下“複製・電送者”という)が明示した、コンピューターや情報通信網に対してその業界で一般的に認められるデータ通信規約による著作物等の現行化に関する規則を守った場合。ただし、複製・電送者がそのような保存を不合理に制限する目的で現行化に関する規則を定めた場合には、この限りでない。
 - マ. 著作物等がある本来のサイトでその著作物等の利用に関する情報を得るために適用した、その業界で一般的に認められる技術の使用を妨害しない場合
 - バ. 第103条第1項による複製・電送の中断要求を受けた場合、本来のサイトでその著作物等が削除されたか接近することができなくなった場合、又は法院、関係中央行政機関の長がその著作物等を削除するか接近することができなくするように命令を下した事実を実際に知るようになった場合に、その著作物等を直ちに削除するか接近することができなくなった場合
3. 複製・電送者の要請によって著作物等をオンラインサービス提供者のコンピューターに保存する行為
 - カ. 第1号各目の要件をすべて備えた場合
 - ナ. オンラインサービス提供者が侵害行為を統制する権限と能力があるときには、その侵害行為から直接的な金銭的利益を得ない場合
 - タ. オンラインサービス提供者が侵害を実際に知るようになるか第103条第1項による複製・電送の中断要求等を通じて侵害が明白という事実又は状況を知るようになった時に、直ちにその著作物等の複製・電送を中断させた場合
 - ラ. 第103条第4項によって複製・電送の中断要求等を受ける者を指定して公知した場合

4. 情報検索ツールを通じて利用者に情報通信網上の著作物等の位置を知ることができるようにするか連結する行為
カ. 第1号イ目の要件を備えた場合

ナ. 第3ホロ目から二目までの要件を備えた場合

②第1項にかかわらず、オンラインサービス提供者が第1項による措置を取ることが技術的に不可能な場合には、他の人による著作物等の複製・電送による著作権、その他この法によって保護される権利の侵害に対して責任を負わない。

③第1項による責任制限と関連して、オンラインサービス提供者は、自分のサービス内で侵害行為が起きるかモニタリングするかその侵害行為に関して積極的に調査する義務を負わない。

第103条(複製・送信の中断) ①オンラインサービス提供者(第102条第1項第1号の場合は除く。以下この条で同じ)のサービスを利用した著作物等の複製・伝送により、著作権、その他この法によって保護される自身の権利が侵害されることを主張する者(以下この組で“権利主張者”という)は、その事実を疎明し、オンラインサービス提供者にその著作物等の複製・伝送を中断させることを要求することができる。

② オンラインサービス提供者は、第1項による複製・電送の中断要求を受けた場合には、直ちにその著作物等の複製・電送を中断させて権利主張者にその事実を知らせなければならない。ただし、第102条第1項第3号及び第4号のオンラインサービス提供者は、その著作物等の複製・電送者にもこれを知らせなければならない。

③第2項による通報を受けた複製・伝送者が、自身の複製・伝送が正当な権利によるものであることを疎明しその複製・伝送の再開を要求する場合、オンラインサービス提供者は、再開要求事実及び再開予定日を権利主張者に遅滞なく通報してその予定日に複製・伝送を再開させなければならない。ただし、権利主張者が複製・電送者の侵害行為に対して訴を提起した事実を再開予定日にオンラインサービス提供者に知らせた場合には、この限りでない。

④オンラインサービス提供者は、第1項及び第3項の規定による複製・伝送の中断及びその再開の要求を受ける者(以下この条で“受領人”という)を指定し、自身の設備またはサービスを利用する者等が容易に分かるように公知しなければならない。

⑤オンラインサービス提供者が、第4項による公知をして第2項及び第3項によりその著作物等の複製・伝送を中断させたり再開させた場合には、他人による著作権その他この法によって保護される権利の侵害に対するオンラインサービス提供者の責任及び複製・伝送者に発生する損害に対するオンラインサービス提供者の責任を免除する。但し、この項の規定は、オンラインサービス提供者が他人による著作物等の複製・伝送によりその著作権その他この法によって保護される権利が侵害されるという事実を知った時から第1項による中断を要求されるまでに発生した責任には、適用しない。

⑥正当な権利なしに第1項及び第3項の規定によるその著作物等の複製・伝送の中断や再開を要求する者は、それによって発生する損害を賠償しなければならない。

⑦第1項から第4項までの規定による疎明、中断、通報、複製・伝送の再開、受領人の指定及び公知等に関して必要な事項は、大統領令で定める。この場合、文化体育観光部長官は、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議しなければならない。

第103条の2(オンラインサービス提供者に対する法院命令の範囲) ① 法院は、第102条第1項第1号による要件を満たしたオンラインサービス提供者に第123条第3項によって必要な措置を命ずる場合には、次の各号の措置のみを命ずることができる。

1. 特定アカウントの解約

2. 特定海外インターネットサイトに対する接近を防ぐための合理的措置

② 法院は、第 102 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの要件を満たしたオンラインサービス提供者に第 123 条第 3 項によって必要な措置を命ずる場合には、次の各号の措置のみを命ずることができる。

1. 不法複製物の削除
2. 不法複製物に対する接近を防ぐための措置
3. 特定アカウントの解約
4. その他オンラインサービス提供者に最小限の負担になる範囲で法院が必要と判断する措置

第 103 条の 3(複製・電送者に関する情報提供の請求) ① 権利主張者が民事上の訴提起及び刑事上の告訴のために該当オンラインサービス提供者にそのオンラインサービス提供者が有している該当複製・電送者の氏名と住所等の必要な最小限の情報提供を要請したがオンラインサービス提供者がこれを拒絶した場合、権利主張者は、文化体育観光部長官に該当オンラインサービス提供者に対してその情報の提供を命令してくれることを請求することができる。

② 文化体育観光部長官は、第 1 項による請求があれば第 122 条の 6 による著作権保護審議委員会の審議を経てオンラインサービス提供者に該当複製・電送者の情報を提出するように命ずることができる。

③ オンラインサービス提供者は、第 2 項の命令を受けた日から 7 日以内にその情報を文化体育観光部長官に提出しなければならない。文化体育観光部長官は、その情報を第 1 項による請求をした者に遅滞なく提供しなければならない。

④ 第 3 項によって該当複製・電送者の情報の提供を受けた者は、該当情報を第 1 項の請求目的以外の用途に使用してはならない。

⑤ その他複製・電送者に関する情報の提供に必要な事項は、大統領令で定める。

第 104 条(特殊な類型のオンラインサービス提供者の義務等) ① 他人の相互間にコンピューターを利用して著作物等を伝送するようにすることを主な目的とするオンラインサービス提供者(以下“特殊な類型のオンラインサービス提供者”という)は、権利者の要請がある場合、該当著作物等の不法的な送信を遮断する技術的な措置等必要な措置をしなければならない。この場合、権利者の要請及び必要な措置に関する事項は、大統領令で定める。

② 文化体育観光部長官は、第 1 項の規定による特殊な類型のオンラインサービス提供者の範囲を定めて告示することができる。

第 6 章の 2 技術的保護措置の無力化禁止等

第 104 条の 2(技術的保護措置の無力化禁止) ① 何人も正当な権限なしに故意又は過失で第 2 条第 28 号イ目の技術的保護措置を、除去・変更するか迂回する等の方法で無力化してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 暗号分野の研究に従事する者が、著作物等の複製物を正当に取得して著作物等に適用された暗号技術の欠陥や脆弱点を研究するために必要な範囲で行う場合。ただし、権利者から研究に必要な利用の許諾を受けるために相当の努力をしたが許諾を得ることができなかった場合に限る。

2. 未成年者に有害なオンライン上の著作物等に未成年者が接近することを防止するために技術・製品・サービス又は装置に技術的保護措置を無力化する構成要素や部品を含む場合。ただし、第 2 項によって禁止されない場合に限る。

3. 個人のオンライン上の行為を把握することができる個人識別情報を非公開的に収集・流布する機能を確認し、これ

を無力化するために必要な場合。ただし、他の人々が著作物等に接近することに影響を及ぼす場合は除く。

4. 国家の法執行、合法的な情報収集又は安全保障等のために必要な場合
5. 第 25 条第 2 項による教育機関・教育支援機関、第 31 条第 1 項による図書館(非営利の場合に限定する)又は、「公共記録物管理に関する法律」による記録物管理機関が著作物等の購入可否を定めるために必要な場合。ただし、技術的保護措置を無力化しなくては接近することができない場合に限る。
6. 正当な権限を有しプログラムを使用する者が他のプログラムとの互換のために必要な範囲でプログラムコード逆分析をする場合
7. 正当な権限を有した者がただコンピューター又は情報通信網の保安性を検査・調査又は補正するために必要な場合
8. 技術的保護措置の無力化禁止によって特定種類の著作物等を正当に利用することが不合理に影響を受けるか受ける可能性があると認められて、大統領令で定める手続きによって文化体育観光部長官が定めて告示する場合。この場合、その例外の効力は、3 年とする。

② 何人も正当な権限なしに次のような装置、製品又は部品を、製造、輸入、配布、電送、販売、貸与、公衆に対する請約、販売や貸与のための広告、又は流通を目的として保管又は所持するか、サービスを提供してはならない。

1. 技術的保護措置の無力化を目的として広報、広告又は販促されるもの
2. 技術的保護措置を無力化することの他には制限的に商業的な目的又は用途だけあるもの
3. 技術的保護措置を無力化することを可能にするか容易にすることを主な目的として考案、製作、改造されるか機能するもの

③ 第 2 項にかかわらず次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第 2 条第 28 号イ目の技術的保護措置と関連して第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号・第 6 号及び第 7 号に該当する場合
2. 第 2 条第 28 号ロ目の技術的保護措置と関連して第 1 項第 4 号及び第 6 号に該当する場合

第 104 条の 3(権利管理情報の除去・変更等の禁止) ① 何人も正当な権限なしに著作権、その他この法によって保護される権利の侵害を誘発又は隠匿するという事実を知るか過失で知らずに次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 権利管理情報を故意に除去・変更するか偽りで付加する行為
2. 権利管理情報が正当な権限なしに除去又は変更されたという事実を知りながらその権利管理情報を配布するか配布する目的で輸入する行為
3. 権利管理情報が正当な権限なしに除去・変更されるか偽りで付加された事実を知りながら該当著作物等の原本やその複製物を配布・公演又は公衆電送するか配布を目的として輸入する行為

② 第 1 項は、国家の法執行、合法的な情報収集又は安全保障等のために必要な場合には、適用しない。

第 104 条の 4(暗号化された放送信号の無力化等の禁止) 何人も次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 暗号化された放送信号を放送事業者の許諾なしに復号化するのに主に使用されることを知るか過失で知ることができずに、そのような目的を有した装置・製品・主要部品又はプログラム等の有・無形の措置を製造・組立て・変更・輸入・輸出・販売・賃貸するかその他の方法で伝達する行為。ただし、第 104 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号又は第 4 号に該当する場合には、この限りでない。

2. 暗号化された放送信号が正当な権限によって復号化された場合、その事実を知ってその信号を放送事業者の許諾なしに営利を目的として他人に公衆電送する行為
3. 暗号化された放送信号が放送事業者の許諾なしに復号化されたものであることを知りながらそのような信号を受信して聴取又は視聴するか他人に公衆電送する行為

第 104 条の 5(ラベル偽造等の禁止) 何人も正当な権限なしに次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 著作物等のラベルを不法複製物かその文書又は包装に付着・同封又は添付するために偽造するかそのような事実を知りながら配布又は配布する目的で所持する行為
2. 著作物等の権利者か権利者の同意を受けた者から許諾を得て製作したラベルをその許諾範囲を超えて配布するかそのような事実を知りながら再び配布又は再び配布する目的で所持する行為
3. 著作物等の適法な複製物とともに配布される文書又は包装を不法複製物に使用するために偽造するか、そのような事実を知りながら偽造された文書又は包装を配布するか配布する目的で所持する行為

第 104 条の 6(映像著作物録画等の禁止) 何人も著作権で保護される映像著作物を上映中の映画上映館等で著作権者の許諾なしに録画器機を利用して録画するか公衆電送してはならない。

第 104 条の 7(放送前信号の電送禁止) 何人も正当な権限なしに放送事業者に電送される信号(公衆が直接受信するようにする目的の場合には除く)を第三者に電送してはならない。

第 104 条の 8(侵害の停止・予防請求等) 著作権、その他この法によって保護される権利を有した者は、第 104 条の 2 から第 104 条の 4 までの規定に違反した者に対して侵害の停止・予防、損害賠償の担保又は損害賠償かこれに代わる法定損害賠償の請求ができ、故意又は過失なしに第 104 条の 2 第 1 項の行為をした者に対しては侵害の停止・予防を請求することができる。この場合、第 123 条、第 125 条、第 125 条の 2、第 126 条及び第 129 条を準用する。

第 7 章 著作権委託管理業

第 105 条(著作権委託管理業の許可等) ①著作権信託管理業をしようとする者は、大統領令が定めるところにより文化体育観光部長官の許可を受けなければならない。著作権代理仲介業をしようとする者は、大統領令が定めるところにより文化体育観光部長官に申告しなければならない。ただし、文化体育観光部長官は、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関を著作権信託管理団体に指定することができる。

②第 1 項の規定により著作権信託管理業をしようとする者は、次の各号の要件を揃えなければならない。大統領令が定めるところにより著作権信託管理業務規定を作成し、これを著作権信託管理許可申請書と共に文化体育観光部長官に提出しなければならない。ただし、第 1 項ただし書きによる公共機関の場合には、第 1 号の要件を適用しない。

1. 著作物等に関する権利者で構成された団体であること
2. 営利を目的としないこと
3. 使用料の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力があること

③次の各号のいずれか一つに該当する者は、第 1 項の規定による著作権信託管理業または著作権代理仲介業(以下“著作権委託管理業”という)の許可を受けたり申告をすることができない。

1. 被成年後見人又は被限定後見人

2. 破産宣告を受けて復権されていない者
 3. この法に違反して罰金以上の刑の宣告を受け、その執行が終わるか執行を受けないことに確定した後 1 年が経過しない者、または刑の執行猶予の宣告を受けてその執行猶予期間中にいる者
 4. 大韓国内に住所を置かない者
 5. 第 1 号ないし第 4 号のいずれか一つに該当する者が代表者または役員になっている法人または団体
- ④第 1 項の規定により著作権委託管理業の許可を受けたり申告をした者(以下“著作権委託管理業者”と言う)は、その業務に関して著作財産権者その他の関係者から手数料を受けることができる。
- ⑤第 4 項の規定による手数料の料率または金額及び著作権信託管理業者が利用者から受ける使用料の料率または金額は、著作権信託管理業者が文化体育観光部長官の承認を得てこれを決定する。この場合、文化体育観光部長官は、大統領令で定めるところに従い利害関係人の意見を収斂しなければならない。
- ⑥文化体育観光部長官は、第 5 項による承認の場合に第 112 条による韓国著作権委員会の審議を通さなければならない。必要な場合には期間を決定するか申請された内容を修正して承認することができる。
- ⑦文化体育観光部長官は、第 5 項の規定による使用料の料率または金額に関する承認申請がある場合及び承認をした場合には、大統領令が定めるところによってその内容を公告しなければならない。
- ⑧文化体育観光部長官は、著作財産権者その他の関係者の権益保護または著作物等の利用便宜を図るために必要な場合には、第 5 項の規定による承認内容を変更することができる。

第 106 条(著作権信託管理業者の義務) ①著作権信託管理業者は、それが管理する著作物等の目録を大統領令が定めるところにより分期別に図書または電子的形態で作成し、何人も、少なくとも営業時間内には目録を閲覧することができるようにしなければならない。

②著作権信託管理業者は、利用者が書面で要請する場合には、正当な事由がない限り管理する著作物等の利用契約を締結するために必要な情報として大統領令で定める情報を相当な期間以内に書面で提供しなければならない。

③文化体育観光部長官は、音盤を使用して公演する者から第 105 条第 5 項による使用料を受ける著作権信託管理業者及び商業用音盤を使用して公演する者から第 76 条の 2 と第 83 条の 2 により徴収する補償金受領団体に利用者の便宜のために必要な場合、大統領令で定めるところによって統合徴収を要求することができる。この場合、その要求を受けた著作権信託管理業者及び補償金受領団体は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。

④著作権信託管理業者及び補償金受領団体は、第 3 項により使用料及び補償金を統合的に徴収するための徴収業務を大統領令で定める者に委託することができる。

⑤著作権信託管理業者及び補償金受領団体が第 4 項により徴収業務を委託した場合には、大統領令で定めるところによって委託手数料を支給しなければならない。

⑥第 3 項により徴収した使用料と補償金の精算時期、生産方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 107 条(書類閲覧の請求) 著作権信託管理業者は、それが信託管理する著作物等を営利目的で利用する者に対し、当該著作物等の使用料算定に必要な書類の閲覧を請求することができる。この場合利用者は、正当な事由がない限りこれに応じなければならない。

第 108 条(監督) ①文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者に著作権委託管理業の業務に関して必要な報告をさせることができる。

②文化体育観光部長官は、著作権の権益保護と著作物の利用便宜を図るために、著作権委託管理業者の業務に対して必要な命令をすることができる。

第 109 条(許可の取消等) ①文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、6 月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1. 第 105 条第 5 項の規定により承認された手数料を超過して受取った場合
2. 第 105 条第 5 項の規定により承認された使用料以外の使用料を受取った場合
3. 第 108 条第 1 項の規定による報告を正当な事由なしに行わないか虚偽に行った場合
4. 第 108 条第 2 項の規定による命令を受け正当な事由なしにこれを履行しなかった場合
5. 第 106 条第 3 項による統合徴収要求を受け正当な事由なしにこれに従わなかった場合

②文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、著作権委託管理業の許可を取消すか営業の閉鎖命令をすることができる。

1. 偽りその他の不正な方法で許可を受けたり申告をした場合
2. 第 1 項の規定による業務の停止命令を受けてその業務を継続した場合

第 110 条(聴聞) 文化体育観光部長官は、第 109 条第 2 項の規定により著作権委託管理業の許可を取消すか営業の閉鎖を命じようとする場合には聴聞を実施しなければならない。

第 111 条(課徴金処分) ①文化体育観光部長官は、著作権委託管理業者が第 109 条第 1 項各号のいずれか一つに該当し業務の停止処分をしなければならない時には、その業務停止処分に替えて大統領令で定めるところによって直前年度使用料及び補償金徴収額の 100 分の 1 以下の課徴金を賦課・徴収することができる。但し、徴収金額を算定するのが難しい場合には、10 億ウォンを超過しない範囲で課徴金を賦課・徴収することができる。

②文化体育観光部長官は、第 1 項により課徴金賦課処分を受けた者が課徴金を期限内に納付しない時には、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

③第 1 項及び第 2 項により徴収した課徴金は、徴収主体が健全な著作物利用秩序の確立のために使用することができる。

④第 1 項により課徴金を賦課する違反行為の種別・位等による課徴金の金額及び第 3 項の規定による課徴金の使用手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 8 章 韓国著作権委員会

第 112 条(韓国著作権委員会の設立) ①著作権とその他この法により保護される権利(以下この章で“著作権”という)に関する事項を審議して著作権に関する紛争(以下“紛争”という)を斡旋・調停し、権利者の権益増進及び著作物等の公正な利用に必要な事業を遂行するために韓国著作権委員会(以下“委員会”と言う)を置く。

②委員会は法人とする。

③委員会に関してこの法で定めない事項については、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。この場合、委員会の委員は理事とみる。

④委員会でない者は、韓国著作権委員会の名称を使用することができない。

第 112 条の 2(委員会の構成) ①委員会は、委員長 1 人、副委員長 2 人を含んだ 20 名以上 25 名以内の委員で構成する。

②委員は、次の各号の人の中から文化体育観光部長官が委嘱し、委員長と副委員長は、委員の中で互選する。この場合、文化体育観光部長官はこの法により保護される権利の保有者とその利用者の理解を反映する委員の数が均衡を成すようにしなければならないし、分野別権利者団体または利用者団体等に委員の推薦を要請することができる。

1. 大学や公認された研究機関で副教授以上またはこれに相当する職位にあるかあった者であって、著作権関連分野を専攻した者
2. 判事または検事の職にある者及び弁護士資格がある者
3. 4 級以上の公務員またはこれに相当する公共機関の職にあるかあった者であって、著作権または文化産業分野に実務経験がある者
4. 著作権または文化産業関連団体の役員の職にあるかあった者
5. その他著作権または文化産業関連業務に関する学識と経験が豊かな者

③委員の任期は 3 年とするが、連任することができる。但し、職位を指定して委嘱する委員の任期は、該当職位に在任する期間とする。

④委員に欠員が生じた時には、第 2 項により補欠委員を委嘱しなければならないが、その補欠委員の任期は前任者任期の残り期間とする。但し、委員の数が 20 人以上の場合には補欠委員を委嘱しないことができる。

⑤委員会の業務を効率的に遂行するために分野別に分科委員会を置くことができる。分科委員会が委員会から委任を受けた事項に関して議決した時には、委員会が議決したものとみる。

第 113 条(業務) 委員会は次の各号の業務を行う。

1. 紛争の斡旋・調停
2. 第 105 条第 6 項の規定による著作権委託管理業者の手数料及び使用料の料率または金額に関する事項及び文化体育観光部長官または委員の 3 人以上が共同で付議する事項の審議
3. 著作物等の利用秩序確立及び著作物の公正な利用を図るための事業
4. 著作権の保護のための国際協力
5. 著作権の研究・教育及び広報
6. 著作権政策の樹立支援
7. 技術的保護措置及び権利管理情報に関する政策の樹立支援
8. 著作権情報提供のための情報管理システムの構築及び運営
9. 著作権の侵害等に関する鑑定
10. 削除
11. 法令により委員会の業務と定めるか委託する業務。
12. その他文化体育観光部長官が委託する業務

第 113 条の 2(斡旋) ①紛争に関する斡旋を受けようとする者は、斡旋申請書を委員会に提出して斡旋を申請することができる。

②委員会が第 1 項により斡旋の申請を受けた時には、委員長が委員の中から斡旋委員を指名して斡旋をさせなければならない。

③斡旋委員は、斡旋では紛争解決の可能性がないと認められる場合に斡旋を中断することができる。

- ④斡旋中の紛争に対して、本法による調停の申請がある時には該当斡旋は中断されたものとみる。
- ⑤斡旋が成立した時に斡旋委員は斡旋書を作成して関係当事者と共に記名捺印するか署名しなければならない。
- ⑥斡旋の申請及び手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 114 条(調停部) ①委員会の紛争調停業務を効率的に遂行するために委員会に 1 人または 3 人以上の委員で構成された調停部を置くが、そのうち 1 人は弁護士資格のある者ではなければならない。

②第 1 項の規定による調停部の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 114 条の 2(調停の申請等) ①紛争の調停を受けようとする者は、申請趣旨と原因を記載した調停申請書を委員会に提出し、その紛争の調停を申請することができる。

②第 1 項による紛争の調停は、第 114 条による調停部が行う。

第 115 条(非公開) 調停手続は、非公開を原則とする。但し、調停部長は、当事者の同意を得て適当と認める者に傍聴を許可することができる。

第 116 条(陳述の援用制限) 調停手続で当事者または利害関係人の行った陳述は、訴訟または仲裁手続で援用することができない。

第 117 条(調停の成立) ①調停は、当事者間で合意された事項を調書に記載することにより成立する。

②第 1 項の規定による調書は、裁判上の和解と同一の効力がある。但し、当事者が任意で処分することができない事項に関したものは、この限りでない。

第 118 条(調停費用等) ①調停費用は、申請人が負担する。但し、調停が成立した場合で特約がない時には、当事者各自が均等に負担する。

②調停の申請及び手続き、調停費用の納付方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③第 1 項の調停費用の金額は、委員会が決定する。

第 119 条(鑑定) ①委員会は次の各号のいずれか一つに該当する場合には鑑定を実施することができる。

1. 法院または捜査機関等から裁判または捜査のために著作権の侵害等に関する鑑定を要請された場合
2. 第 114 条の 2 による紛争調停のために紛争調停の両当事者からプログラム及びプログラムと関連した電子的情報等に関する鑑定を要請された場合

②第 1 項の規定による鑑定手続及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③委員会は、第 1 項の規定による鑑定を実施した時には鑑定手数料を受取ることができ、その金額は委員会が決定する。

第 120 条(著作権情報センター) ①第 113 条第 7 号及び第 8 号の業務を効率的に遂行するために、委員会内に著作権情報センターを置く。

②著作権情報センターの運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 121 条 削除

- 第 122 条(経費補助等)** ①国家は、予算の範囲で委員会の運営に必要な経費を出捐したり補助することができる。
- ②個人・法人または団体は、第 113 条第 3 号・第 5 号及び第 8 号の規定による業務遂行を支援するために、委員会に金銭その他の財産を寄付することができる。
- ③第 2 項の規定による寄付金は、別途の勘定で管理しなければならず、その使用に関しては文化体育観光部長官の承認を得なければならない。

第 8 章の 2 韓国著作権保護院

- 第 122 条の 2(韓国著作権保護院の設立)** ①著作権保護に関する事業をするために韓国著作権保護院(以下“保護院”という)を置く。
- ②保護院は法人とする。
- ③政府は、保護院の設立・施設及び運営等に必要な経費を予算の範囲で出捐または支援することができる。
- ④保護院に関してこの法と「公共機関の運営に関する法律」で定めたことを除いては、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。
- ⑤この法による保護員でない者は、韓国著作権保護院またはこれと類似した名称を使用することができない。

第 122 条の 3(保護院の定款) 保護院の定款には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主な事務所に関する事項
4. 役職員に関する事項
5. 理事会の運営に関する事項
6. 第 122 条の 6 による著作権保護審議委員会に関する事項
7. 職務に関する事項
8. 財産及び会計に関する事項
9. 定款の変更に関する事項
10. 内部規定の制定及び改正・廃止に関する事項

- 第 122 条の 4(保護院の役員)** ①保護院には院長 1 名を含んだ 9 名以内の理事と監事 1 名を置き、院長を除いた理事及び監事は非常任とし、院長は理事会の議長となる。
- ②院長は、文化体育観光部長官が任命する。
- ③院長の任期は、3 年とする。
- ④院長は保護院を代表し、保護院の業務を総括する。
- ⑤院長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときには、定款で定める順序に従い理事がその職務を代行する。
- ⑥「国家公務員法」第 33 条各号のいずれか一つに該当する者は、第 1 項による保護院の役員になることができない。

第 122 条の 5(業務) 保護院の業務は、次の各号のとおりである。

1. 著作権保護のための施策樹立支援及び執行
2. 著作権侵害実態調査及び統計作成
3. 著作権保護技術の研究及び開発
4. 「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第 5 条第 26 号による著作権侵害捜査及び取り締まり事務の支援
5. 第 133 条の 2 による文化体育観光部長官の是正命令に対する審議
6. 第 133 条の 3 によるオンラインサービス提供者に対する是正勧告及び文化体育観光部長官に対する是正命令の要請
7. 法令によって保護院の業務に定めるか委託する業務
8. その他文化体育観光部長官が委託する業務

第 122 条の 6(審議委員会の構成) ①第 103 条の 3、第 133 条の 2 及び第 133 条の 3 による審議及び著作権保護と関連して保護院の院長が要請するか審議委員会の委員長が付議する事項の審議のために保護院に著作権保護審議委員会(以下“審議委員会”という)を置く。

②審議委員会は、委員長 1 名を含んだ 5 名以上 10 名以下の委員で構成するが、この法により保護される権利保有者の理解を反映する委員の数と利用者の理解を反映する委員の数が均衡を保つようにしなければならない。

③審議委員会の委員長は、委員の中から互選する。

④審議委員会の委員は、著作権、文化産業及び法律等に対し学識と経験が豊かな者の中から文化体育観光部長官が大統領令で定めるところによって委嘱する。

⑤審議委員会委員の任期は 3 年とするが、再任することができる。

⑥その他審議委員会の構成と運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 9 章 権利の侵害に対する救済

第 123 条(侵害の停止等の請求) ①著作権その他この法によって保護される権利(第 25 条第 31 条第 75 条第 76 条第 76 条の 2 第 82 条第 83 条及び第 83 条の 2 の規定による補償を受ける権利を除く。以下この条で同じ)を有した者は、その権利を侵害する者に対して侵害の停止を請求することができ、その権利を侵害する恐れがある者に対して侵害の予防または損害賠償の担保を請求することができる。

②著作権その他この法によって保護される権利を有した者は、第 1 項の規定による請求をする場合に、侵害行為によって作られた品物の廃棄やその他必要な措置を請求することができる。

③第 1 項及び第 2 項の場合またはこの法による刑事の起訴がある時には、裁判所は原告または告訴人の申請により担保を提供するか提供しないようにし、臨時で侵害行為の停止または侵害行為によって作られた品物の差押えその他の必要な措置を命ずることができる。

④第 3 項の場合に、著作権その他この法によって保護される権利の侵害がないという意味の判決が確定した時には、申請人は、その申請によって発生した損害を賠償しなければならない。

第 124 条(侵害とみなす行為) ① 次の各号のいずれか一つに該当する行為は、著作権その他この法によって保護される権利の侵害とみなす。

1. 輸入時に大韓国内で作られていたなら著作権その他この法によって保護される権利の侵害になる品物を、大韓国内で配布する目的で輸入する行為
 2. 著作権その他この法によって保護される権利を侵害する行為によって作られた品物(第 1 号の輸入品を含む)を、その事実を知って配布する目的で所持する行為
 3. プログラムの著作権を侵害して作られたプログラムの複製物(第 1 号による輸入品物を含む)をその事実を知りながら取得した者がこれを業務上利用する行為
- ② 著作者の名誉を毀損する方法として著作物を利用する行為は、著作人格権の侵害とみなす。
- ③ 削除

第 125 条(損害賠償の請求) ① 著作財産権その他この法によって保護される権利(著作人格権及び実演者の人格権を除く)を有した者(以下“著作財産権者”という)が、故意または過失で権利を侵害した者に対し、その侵害行為によって自己が受けた損害の賠償を請求する場合に、その権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けた時には、その利益の額を著作財産権者等が受けた損害の額と推定する。

② 著作財産権者等が、故意または過失でその権利を侵害した者に対し、その侵害行為によって自己が受けた損害の賠償を請求する場合に、その権利の行使により通常受けることができる金額に相当する額を著作財産権者等が受けた損害の額とし、その損害賠償を請求することができる。

③ 第 2 項の規定にかかわらず、著作財産権者等が受けた損害の額が第 2 項の規定による金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。

④ 登録されている著作権、排他的発行権(第 88 条及び第 96 条によって準用される場合を含む)、出版権、著作隣接権またはデータベース製作者の権利を侵害した者は、その侵害行為に過失があるものと推定する。

第 125 条の 2(法定損害賠償の請求) ① 著作財産権者等は、故意又は過失で権利を侵害した者に対して事実審の弁論が終決する前には、実際損害額が第 125 条又は第 126 条によって定められる損害額に代えて侵害された各著作物等ごとに 1 千万ウォン(営利を目的として故意に権利を侵害した場合には 5 千万ウォン)以下の範囲で相当な金額の賠償を請求することができる。

② 二つ以上の著作物を素材とする編集著作物と 2 次的著作物は、第 1 項を適用する場合には、一つの著作物とみる。

③ 著作財産権者等が第 1 項による請求をするためには、侵害行為が起きる前に第 53 条から第 55 条までの規定(第 90 条及び第 98 条によって準用される場合を含む)によってその著作物等が登録されていなければならない。

④ 法院は、第 1 項の請求がある場合に弁論の趣旨と証拠調査の結果を考慮して第 1 項の範囲で相当な損害額を認めることができる。

第 126 条(損害額の認定) 裁判所は、損害の発生した事実は認められるが第 125 条の規定による損害額を算定するのが難しい時には、弁論の主旨及び証拠調査の結果を斟酌して相当な損害額を認めることができる

第 127 条(名誉回復等の請求) 著作者または実演者は、故意または過失で著作人格権または実演者の人格権を侵害した者に対し、損害賠償に替えるか損害賠償と共に名誉回復のために必要な措置を請求することができる。

第 128 条(著作者の死亡後の人格的利益の保護) 著作者が死亡した後にその遺族(死亡した著作者の配偶者・子・親・手・祖父母または兄弟姉妹を言う)や遺言執行者は、当該著作物に対して第 14 条第 2 項の規定に違反するか違反する恐れがある者に対しては第 123 条の規定による請求ができ、故意または過失で著作人格権を侵害するか第 14 条第 2 項の規定に違反した者に対しては第 127 条の規定による名誉回復等の請求をすることができる。

第 129 条(共同著作物の権利侵害) 共同著作物の各著作者または各著作財産権者は、他の著作者または他の著作財産権者の同意なしに第 123 条の規定による請求をすることができ、その著作財産権の侵害に関して自身の持分に關する第 125 条の規定による損害賠償の請求をすることができる。

第 129 条の 2(情報の提供) ① 法院は、著作権、その他この法によって保護される権利の侵害に関する訴訟で当事者の申請によって証拠を収集するために必要と認められる場合には、他の当事者に対してそれが保有しているか知っている次の各号の情報を提供するように命ずることができる。

1. 侵害行為や不法複製物の生産及び流通に関連する者を特定することができる情報
2. 不法複製物の生産及び流通経路に関する情報

②第 1 項にかかわらず他の当事者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、情報の提供を拒否することができる。

1. 次の各目のいずれか一つに該当する者が公訴申立されるか有罪判決を受ける恐れがある場合

カ. 他の当事者

ナ. 他の当事者の親族や親族関係があった者

タ. 他の当事者の後見人

2. 営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号の営業秘密をいう。以下同じ)又は私生活を保護するための場合か、その他情報の提供を拒否することができる正当な事由がある場合

③ 他の当事者が正当な理由なしに情報提供命令に従わない場合には、法院は、情報に関する当事者の主張を真実なものとする認めることができる。

④ 法院は、第 2 項第 2 号に規定された正当な事由があるかどうかを判断するために必要と認められる場合には、他の当事者に情報を提供するように要求することができる。この場合、正当な事由があるかどうかを判断するために情報提供を申請した当事者又はその代理人の意見を特別に聞く必要がある場合の外には、何人にもその提供された情報を公開してはならない。

第 129 条の 3(秘密維持命令) ① 法院は、著作権、その他この法によって保護される権利(第 25 条、第 31 条、第 75 条、第 76 条、第 76 条の 2、第 82 条、第 83 条、第 83 条の 2 及び第 101 条の 3 による補償を受ける権利は除く。以下この条で同じ)の侵害に関する訴訟でその当事者が保有した営業秘密に対して次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請によって決定で他の当事者、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者に該当営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用するか該当営業秘密に関係したこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時までには他の当事者、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者が第 1 号による準備書面の閲覧及び証拠調査以外の方法で該当営業秘密をすでに取得した場合には、この限りでない。

1. すでに提出したか提出すべき準備書面、又はすでに調査したか調査すべき証拠(第 129 条の 2 第 4 項によって提供された情報を含む)に営業秘密が含まれているということ

2. 第1号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的で使用されるか公開されれば当事者の営業に支障をきたす恐れがあって、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

② 第1項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を書いた書面でしなければならない。

1. 秘密維持命令を受ける者
 2. 秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実
 3. 第1項各号の事由に該当する事実
- ③ 秘密維持命令が決定した場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。
- ④ 秘密維持命令は、第3項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。
- ⑤ 秘密維持命令の申請を棄却するか却下した裁判に対しては、即時抗告ができる。

第129条の4(秘密維持命令の取消) ① 秘密維持命令を申請した者や秘密維持命令を受けた者は、第129条の3第1項で規定した要件を備えることができなかつたか備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には、秘密維持命令を出した法院をいう)に取消を申請することができる。

② 秘密維持命令の取消申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請人と相手方に送達しなければならない。

- ③ 秘密維持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告ができる。
- ④ 秘密維持命令を取消す裁判は、確定してその効力が発生する。
- ⑤ 秘密維持命令を取消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消申請をした者と相手方の外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消裁判をした趣旨を通知しなければならない。

第129条の5(訴訟記録閲覧等申請の通知等) ① 秘密維持命令が出された訴訟(秘密維持命令がすべて取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して「民事訴訟法」第163条第1項の決定があった場合、当事者が同項に規定する秘密記載部分の閲覧等を該当訴訟で秘密維持命令を受けない者を通じて申請した場合には、法院書記官・法院事務官・法院主査又は法院主査補(以下この条で“法院事務官等”という)は、「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者(その閲覧等の申請をした者は除く)にその閲覧等の申請直後にその申請があった趣旨を通知しなければならない。

② 第1項の場合、法院事務官等は第1項の申請があった日から2週間が経つまで(その申請手続きを行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合についてはその申請に対する裁判が確定される時点までをいう)その申請手続きを行った者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

③ 第2項は第1項の閲覧等の申請をした者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者すべての同意がある場合には、適用しない。

第10章 補則

第130条(権限の委任及び委託) 文化体育観光部長官は、大統領令で定めるところにより、この法による権限の一部を特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事に委任するか委員会、保護院または著作権関連団体に委託することができる。

第 131 条(罰則適用での公務員擬制) 委員会の委員・職員、保護院の役職員及び審議委員会の審議委員は、「刑法」第 129 条ないし第 132 条の規定を適用する場合には、これを公務員とみなす。

第 132 条(手数料) この法により次の各号のいずれか一つに該当する事項の申請等をする者は、文化体育観光部令で定めるところによって手数料を納付しなければならない。

1. 第 50 条ないし第 52 条の規定による法定許諾承認(第 89 条及び第 97 条の規定により準用される場合を含む)を申請する者
2. 第 53 条から第 55 条までの規定による登録(第 90 条及び第 98 条により準用される場合を含む)登録事項の変更・登録簿閲覧及び写本の交付を申請する者
3. 第 105 条の規定により著作権委託管理業の許可を申請するか申告する者

第 133 条(不法複製物の収去・廃棄及び削除) ①文化体育観光部長官、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事または市長・郡首・区長(自治区の区長を言う)は、著作権その他この法によって保護される権利を侵害する複製物(情報通信網を通じて送信される複製物は除く)または著作物等の技術的保護措置を無力にするために製作された器械・装置・情報及びプログラムを発見した時には、大統領令で定めた手続及び方法により関係公務員をしてこれを回収・廃棄または削除させることができる。

②文化体育観光部長官は、第 1 項の規定による業務を大統領令が定めた団体に委託することができる。この場合、これに従事する者は公務員とみなす。

③文化体育観光部長官は、第 1 項及び第 2 項により関係公務員等が回収・廃棄または削除をする場合必要な時には、関連団体に協力を要請することができる。

④削除

⑤文化体育観光部長官は、第 1 項による業務のために必要な器具を設置・運営することができる。

⑥第 1 項から第 3 項までの規定が他の法律の規定と競合する場合には、この法を優先して適用する。

第 133 条の 2(情報通信網を通じた不法複製物等の削除命令等) ①文化体育観光部長官は、情報通信網を通じて著作権やその他この法により保護される権利を侵害する複製物または情報、技術的保護措置を無力にするプログラムまたは情報(以下“不法複製物”という)が伝送される場合に、審議委員会の審議を経て大統領令で定めるところによりオンラインサービス提供者に次の各号の措置をすることを命ずることができる。

1. 不法複製物等の複製・伝送者に対する警告

2. 不法複製物等の削除または伝送中断

②文化体育観光部長官は、第 1 項第 1 号による警告を 3 回以上受けた複製・伝送者が不法複製物等を伝送した場合には、審議委員会の審議を経て大統領令で定めるところによりオンラインサービス提供者に 6 ヶ月以内の期間を定めて該当複製・伝送者のアカウント(電子メール専用アカウントは除き、該当オンラインサービス提供者が付与した他のアカウントを含む。以下同じ)を停止することを命ずることができる。

③第 2 項による命令を受けたオンラインサービス提供者は、該当複製・伝送者のアカウントを停止する 7 日前に大統領令で定めるところにより該当アカウントが停止するという事実を該当複製・伝送者に通知しなければならない。

④文化体育観光部長官は、オンラインサービス提供者の情報通信網に開設された掲示板(「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 9 号の掲示板のうち商業的利益または利用便宜を提供する掲示板を言う。以下同じ)中第 1 項第 2 号による命令が 3 回以上下された掲示板であって、該当掲示板の形態、掲示される複製

物の量や性格等に照らして該当掲示板が著作権等の利用秩序を深刻に毀損すると判断される場合には、審議委員会の審議を経て大統領令で定めるところによりオンラインサービス提供者に6ヶ月以内の期間を定めて該当掲示板サービスの全部または一部の停止を命ずることができる。

⑤第4項による命令を受けたオンラインサービス提供者は、該当掲示板のサービスを停止する10日前から大統領令で定めるところにより該当掲示板のサービスが停止するという事実を該当オンラインサービス提供者のインターネットホームページ及び該当掲示板に掲示しなければならない。

⑥オンラインサービス提供者は、第1項による命令を受けた場合には命令を受けた日から5日以内に、第2項による命令を受けた場合には命令を受けた日から10日以内に、第4項による命令を受けた場合には命令を受けた日から15日以内にその措置結果を大統領令で定めるところにより文化体育観光部長官に通報しなければならない。

⑦文化体育観光部長官は、第1項、第2項及び第4項の命令の対象となるオンラインサービス提供者と第2項による命令と直接的な利害関係がある複製・伝送者及び第4項による掲示板の運営者に事前に意見提出の機会を与えなければならない。この場合「行政手続法」第22条第4項から第6項まで及び第27条を意見提出に関して準用する。

⑧文化体育観光部長官は、第1項、第2項及び第4項による業務を遂行するために必要な器具を設置・運営することができる。

第133条の3(是正勧告等) ①保護院は、オンラインサービス提供者の情報通信網を調査して不法複製物等が伝送された事実を発見した場合には、審議委員会の審議を経てオンラインサービス提供者に対して次の各号に該当する是正措置を勧告することができる。

1. 不法複製物等の複製・伝送者に対する警告
2. 不法複製物等の削除または伝送中断
3. 反復的に不法複製物等を伝送した複製・伝送者のアカウント停止

②オンラインサービス提供者は、第1項第1号及び第2号による勧告を受けた場合には、勧告を受けた日から5日以内に、第1項第3号の勧告を受けた場合には勧告を受けた日から10日以内にその措置結果を保護院に通報しなければならない。

③保護院は、オンラインサービス提供者が第1項による勧告に従わない場合には、文化体育観光部長官に第133条の2第1項及び第2項による命令をすることを要請することができる。

④第3項により文化体育観光部長官が第133条の2第1項及び第2項による命令をする場合には、審議委員会の審議を要しない。

第134条(健全な著作物利用環境造成事業) ①文化体育観光部長官は、著作権が消滅した著作物等に対する情報提供等、著作物の公正な利用を図るために必要な事業をすることができる。

②第1項による事業に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③削除

第135条(著作財産権等の寄贈) ①著作財産権者等は、自身の権利を文化体育観光部長官に寄贈することができる。

②文化体育観光部長官は、著作財産権者等から寄贈された著作物等の権利を公正に管理することができる団体を指定することができる。

③第2項の規定により指定された団体は、営利を目的として、または当該著作財産権者等の意思に反して著作物等

を利用することができない。

④第1項と第2項の規定による寄贈手続と団体の指定等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11章 罰則

第136条(罰則) ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処するかこれを併科することができる。

1. 著作財産権、その他この法によって保護される財産的権利(第93条による権利は除く)を複製、公演、公衆電送、展示、配布、貸与、2次的著作物作成の方法で侵害した者
2. 第129条の3第1項による法院の命令に正当な理由なく違反した者

② 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するかこれを併科することができる。

1. 著作人格権または実演者の人格権を侵害し、著作者または実演者の名誉を毀損した者
2. 第53条及び第54条(第90条及び第98条により準用される場合を含む)による登録を偽りでした者
3. 第93条により保護されるデータベース製作者の権利を複製・配布・放送または伝送の方法で侵害した者
- 3の2. 第103条の3第4項に違反した者
- 3の3. 業として又は営利を目的として第104条の2第1項又は第2項に違反した者
- 3の4. 業として又は営利を目的として第104条の3第1項に違反した者。ただし、過失で著作権又はこの法によって保護される権利侵害を誘発又は隠匿するという事実を知らなかった者は、除く。
- 3の5. 第104条の4第1号又は第2号に該当する行為をした者
- 3の6. 第104条の5に違反した者
- 3の7. 第104条の7に違反した者
4. 第124条第1項により侵害行為とみなす行為をした者
5. 削除
6. 削除

第137条(罰則) ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 著作者ではない者を著作者として実名・異名を表示し著作物を公表した者
2. 実演者ではない者を実演者として実名・異名を表示し実演を公演または公衆送信したり、複製物を配布した者
3. 第14条第2項に違反した者
- 3の2. 第104条の4第3号に該当する行為をした者
- 3の3. 第104条の6に違反した者
4. 第105条第1項による許可を受けずに著作権信託管理業をした者
5. 第124条第2項により侵害行為とみなす行為をした者
6. 自身に正当な権利がないことを知りながら、故意に第103条第1項または第3項による複製・伝送の中断または再開要求をしてオンラインサービス提供者の業務を妨害した者
7. 第55条の2(第90条及び第98条により準用される場合を含む)に違反した者

②第1項第3号の3の未遂犯は処罰する。

第 138 条(罰則) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 35 条第 4 項に違反した者
2. 第 37 条(第 87 条及び第 94 条によって準用される場合を含む)の規定に違反し出所を明示しない者
3. 第 58 条第 3 項(第 63 条の 2、第 88 条及び第 96 条によって準用される場合を含む)に違反して著作財産権者の表示をしない者
4. 第 58 条の 2 第 2 項(第 63 条の 2、第 88 条及び第 96 条によって準用される場合を含む)に違反して著作者に知らせなかった者
5. 第 105 条第 1 項による申告をせず著作権代理仲介業をしたり、第 109 条第 2 項による営業の閉鎖命令を受けて継続してその営業をした者

第 139 条(没収) 著作権、その他この法によって保護される権利を侵害して作られた複製物とその複製物の製作に主に使用された道具か材料中でその侵害者・印刷者・配布者又は公演者の所有に属するものは没収する。

第 140 条(告訴) この章の罪に対する公訴は、告訴がなければならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 営利を目的として、又は常習的に第 136 条第 1 項第 1 号、第 136 条第 2 項第 3 号及び第 4 号(第 124 条第 1 項第 3 号の場合には、被害者の明示的意思に反して処罰することができない)に該当する行為をした場合
2. 第 136 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の 2 から第 3 号の 7 まで、第 137 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号と第 138 条第 5 号の場合
3. 削除

第 141 条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人または個人の業務に関してこの章の罪を犯した時には、行為者を罰する外にその法人または個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

第 142 条(過怠料) ①第 104 条第 1 項による必要な措置をしなかった者には 3 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

②次の各号のいずれか一つに該当する者には、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 103 条の 3 第 2 項による文化体育観光部長官の命令を履行しなかった者
2. 第 106 条による義務を履行しなかった者
3. 第 112 条第 4 項に違反して韓国著作権委員会の名称を使用した者
- 3 の 2. 第 122 条の 2 第 5 項に違反して韓国著作権保護院の名称を使用した者
4. 第 133 条の 2 第 1 項・第 2 項及び第 4 項による文化体育観光部長官の命令を履行しなかった者
5. 第 133 条の 2 第 3 項による通知、同条第 5 項による掲示、同じ条第 6 項による通報をしなかった者

③第 1 項及び第 2 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより文化体育観光部長官が賦課・徴収する。

④削除

⑤削除

付則

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。但し、第133条第1項及び第3項の規定は、この法を公布した日から施行する。

第2条(適用範囲に関する経過措置) ①この法施行の前に従前の規定により著作権の全部または一部が消滅したか保護を受けることができなかった著作物等に対しては、その部分に対してこの法を適用しない。

②この法施行の前に行った著作物等の利用は、従前の規定による。

③従前の付則規定は、この法の施行後にも継続して適用する。ただし、法律第4717号著作権法中改正法律付則第3項による著作隣接権の保護期間に関する経過措置規定は除く。

第3条(音盤製作者に対する経過措置) 従前の規定による音盤製作者は、この法による音盤製作者とみなす。

第4条(団体名義著作物の著作者に対する経過措置) この法施行の前に従前の第9条の規定により作成された著作物の著作者に関しては、従前の規定による。

第5条(団体指定に関する経過措置) この法施行の前に従前の規定により補償金を受けられるように指定した団体は、この法によって指定した団体とみなす。

第6条(法定許諾に関する経過措置) この法施行当時従前の規定による法定許諾は、この法による法定許諾とみなす。

第7条(登録に関する経過措置) この法施行当時従前の規定による登録は、この法による登録とみなす。但し、従前の第51条の規定によりなされた著作財産権者の氏名等の登録は、従前の規定による。

第8条(音盤の保護期間の起算に関する経過措置) この法施行の前に固定されたがまだ発行されない音盤の保護期間の起算は、この法による。

第9条(未分配補償金に関する経過措置) この法第25条第8項(第31条第6項・第75条第2項及び第82条第2項の規定により準用される場合を含む)の規定は、この法施行の前に従前の第23条第3項・第28条第5項・第65条及び第68条の規定により受領した補償金に対しても適用する。この場合、各補償金別分配公告日は、補償金支給団体から権利者が当該補償金を最初に支払いを受けることができる日の年度末日とみなす。

第10条(実演者の人格権に関する経過措置) この法施行の前に行った実演に関しては、この法第66条及び第67条の規定を適用しない。

第11条(著作権委託管理業者に対する経過措置) この法施行当時従前の規定により著作権委託管理業の許可を受けた者は、著作権信託管理業の許可を受けた者と、著作権委託管理業の申告をした者は著作権代理仲介業の申告をした者とみなす。

第12条(著作権信託管理業者の手数料及び使用料に関する経過措置) 従前の規定により承認した著作権信託管理業者の手数料及び使用料の料率または金額は、この法によって承認したものとみなす。

第13条(著作権委員会等に関する経過措置) 従前の規定による著作権審議調停委員会及びその審議調停委員は、この法第8章の規定による著作権委員会及びその委員とみなす。

第14条(罰則適用に関する経過措置) この法施行の前の行為に対する罰則の適用は、従前の規定による。

第15条(他の法律の改訂) ①地方税法の一部を次のように改正する。

第143条第2号のうち「著作権法」第52条・第60条第3項・第73条及び第73条の9を「著作権法」第54条・第63条第3項・第90条及び第98条とする。

②放送法の一部を次のように改正する。

第 78 条第 3 項のうち“著作権法第 69 條”を“「著作権法」第 85 条”とする。

第 16 条(他の法令との関係) この法施行当時他の法令で従前の規定を引用している場合には、この法の該当条項を引用したものとみなす。

付 則(政府組織法)〈第 8852 号、2008.2.29〉

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…〈省略〉…、付則第 6 条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から〈267〉まで 省略

〈268〉著作権法の一部を下記の通り改正する。

第 25 条第 4 項本文・第 5 項各号外の部分前段・同項各号外の部分後段・第 7 項各号外の部分・第 8 項、第 31 条第 5 項本文、第 50 条第 1 項・第 4 項、第 51 条、第 52 条、第 55 条第 1 項・第 2 項各号外の部分本文・第 3 項、第 56 条第 1 項・第 3 項、第 76 条第 4 項、第 103 条第 7 項後段、第 104 条第 2 項、第 105 条第 1 項・第 2 項各号外の部分・第 5 項本文・第 6 項から第 8 項まで、第 108 条第 1 項・第 2 項、第 109 条第 1 項各号外の部分・第 2 項各号外の部分、第 110 条、第 111 条第 1 項・第 2 項、第 112 条第 3 項各号外の部分、第 113 条第 2 号・第 11 号、第 122 条第 3 項、第 130 条、第 133 条第 1 項から第 5 項まで、第 134 条第 1 項・第 2 項、第 135 条第 1 項・第 2 項及び第 142 条第 1 項から第 4 項までのうち“文化観光部長官”を各々“文化体育観光部長官”にする。

第 55 条第 2 項第 2 号及び第 132 条各号外の部分のうち“文化観光部令”を各々“文化体育観光部令”にする。

〈269〉から〈760〉まで 省略

第 7 条 省略

付 則 〈第 9529 号、2009.03.25〉

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則〈第 9625 号、2009.04.22〉

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(「コンピュータープログラム保護法」の廃止) コンピュータープログラム保護法は、廃止する。

第 3 条(委員会の設立準備) ①この法により委員会を設立するために行う準備行為は、この法の施行前にすることができる。

②文化体育観光部長官は、委員会の設立に関する事務を管掌するために設立委員会を構成する。

③設立委員会は、文化体育観光部長官が委嘱する 5 人以内の設立委員で構成するが、設立委員会の委員長は従前の「著作権法」第 112 条による著作権委員会の委員長になる。

④設立委員会は、この法の施行前までに定款を作成して文化体育観光部長官の認可を受けなければならない。

⑤設立委員会は、第 4 項による認可を受けた時には委員会の設立登記をしなければならない。

⑥委員会の設立に関して必要な経費は、国家が負担する。

⑦設立委員会は第5項による委員会の設立登記をした後に遅滞なく委員会の委員長に事務を引き継がなければならず、事務引継ぎが終わった時には設立委員は解嘱されたものとみる。

第4条(著作権委員会及びコンピュータープログラム保護委員会の所管事務、権利・義務及び雇用関係等に関する経過措置) ①この法施行当時、従前の「著作権法」第112条から第122条まで及び従前の「コンピュータープログラム保護法」第35条から第43条までの規定による著作権委員会とコンピュータープログラム保護委員会の所管事務、権利・義務と財産及び職員の雇用関係は、韓国著作権委員会が承継する。

②この法施行当時、従前の「著作権法」第112条による著作権委員会の委員長及び委員は、韓国著作権委員会の委員長及び委員とみ、その任期は従前の著作権委員会の委員長及び委員の任期が開始された時から起算する。

第5条(適用範囲に関する経過措置) ①この法の施行前に、従前の「著作権法」及び「コンピュータープログラム保護法」により保護される権利の全部または一部が消滅したり、保護を受けることができなかつた著作物等に対しては、その部分に対してこの法を適用しない。

②この法の施行前に行ったプログラムの利用は、従前の「コンピュータープログラム保護法」による。

第6条(法廷許諾等に関する経過措置) この法の施行前に従前の「コンピュータープログラム保護法」による次の各号行為は、この法によるものとみる。

1. 法定許諾
2. プログラム著作権委託管理機関指定
3. プログラムの寄託及び受託人の指定
4. プログラムの登録
5. プログラム著作権の移転登録
6. 不正複製物の回収措置
7. 不正複製物等に対する是正命令及び是正勧告
8. 紛争の斡旋・調停
9. プログラムの鑑定

第7条(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する従前の「コンピュータープログラム保護法」による罰則の適用においては、従前の「コンピュータープログラム保護法」による。

第8条(他の法律の改正) 省略

第9条(他の法令との関係) この法の施行当時、他の法令で従前の「コンピュータープログラム保護法」またはその規定を引用している場合には、この法またはこの法の該当規定を引用したものとみる。

付 則(新聞などの振興に関する法律)〈第9785号、2009.7.31〉

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第7条まで 省略

第8条(他の法律の改正) ①から⑧まで 省略

⑨著作権法の一部を次のように改正する。

第27条中“「新聞などの自由と機能保障に関する法律」”を“「新聞などの振興に関する法律」”にする。

⑩から⑭まで 省略

第9条 省略

付 則<2011.06.30>

第1条(施行日) この法は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。ただし、第39条から第42条までの改正規定は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効した後2年になる日から施行する。

第2条(適用範囲に関する経過措置) この法施行前に従前の規定によって著作権、その他この法によって保護される権利の全部又は一部が消滅したか保護を受けることができなかつた著作物等に対しては、その部分に対してこの法を適用しない。

第3条(オンラインサービス提供者の責任制限に関する経過措置) この法施行前に発生した著作権、その他この法によって保護される権利侵害に対するオンラインサービス提供者の責任制限に関しては、第102条及び第103条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第4条(罰則適用に関する経過措置) この法施行前の行為に対する罰則の適用は、従前の規定による。

付 則<2011.12.2>

第1条(施行日) この法は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。ただし、第64条第2項及び第86条の改正規定は、2013年8月1日から施行する。

第2条(適用例) 第103条の3、第125条の2及び第129条の2から第129条の5までの改正規定は、この法施行後最初に権利侵害が発生するか義務違反が発生したものから適用する。

第3条(適用範囲に関する経過措置) この法施行前に従前の規定によって著作権、その他この法によって保護される権利の全部又は一部が消滅したか保護を受けることができなかつた著作物等に対しては、その部分に対してこの法を適用しない。

第4条(著作隣接権保護期間の特例) ①第3条にかかわらず法律第8101号著作権法全部改正法律付則第2条第3項の改正規定によって1987年7月1日から1994年6月30日の間に発生した著作隣接権は、1994年7月1日施行された法律第4717号著作権法中改正法律(以下この条で“同法”という)第70条の改正規定によってその発生した時の次の年から起算して50年間存続する。

② 同法付則第3項によって1987年7月1日から1994年6月30日の間に発生した著作隣接権中、この法施行前に従前法(法律第4717号著作権法中改正法律施行前の著作権法をいう。以下この条で同じ)による保護期間20年が経過して消滅した著作隣接権は、この法施行日から回復して著作隣接権者に帰属される。この場合、その著作隣接権は最初に発生した時の次の年から起算して50年間存続するものとして保護されたとしたら認められた保護期間の残余期間の間存続する。

③第2項によって著作隣接権が回復した実演・音盤・放送をこの法施行前に利用した行為は、この法で定めた権利の侵害とみない。

④第2項による著作隣接権が従前法によって消滅した後、該当実演・音盤・放送を利用してこの法施行前に製作した複製物は、この法施行後2年の間著作隣接権者の許諾なしに継続配布することができる。

第5条(オンラインサービス提供者の責任制限等に関する経過措置) この法施行前に発生した著作権、その他この法によって保護される権利侵害に対するオンラインサービス提供者の責任制限に関しては、第102条及び第103条の2の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第6条(プログラム排他的発行権に関する経過措置) この法施行前に設定・登録されたプログラム排他的発行権に関しては、従前の規定による。

第7条(罰則適用に関する経過措置) この法施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。

第8条(他の法律の改正) 省略

付 則<第11903号、2013.07.16>

この法は公布後 3ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<第12137号、2013.12.30>

この法は公布後 6ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<第13978号、2016.02.03>

第1条(施行日) この法は公布後 6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(他の法律の改正) ①から⑧まで省略

⑨著作権法一部を次の通り改正する。

第33条の2第1項中“手話”をそれぞれ“韓国手話”とする。

第3条 省略

付 則<第14083号、2016.03.22>

第1条(施行日) この法は公布後 6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(保護院の設立準備) ①この法により保護院を設立するために行う準備行為は、この法施行前にすることができる。

②文化体育観光部長官は、保護院の設立に関する事務を処理するために保護院設立推進団(以下“設立推進団”という)を設置する。

③設立推進団は、文化体育観光部長官が委嘱した5名以内の設立委員で構成して運営する。

④設立推進団は、保護院の定款を作成して文化体育観光部長官の認可を受けて遅滞なく設立委員の連名で保護院の設立登記をしたあと保護院の院長に事務を引き継がなければならない。

⑤設立推進団及び設立委員は、第4項による事務の引き継ぎが終わったときには、解散するか解嘱したものと見る。

第3条(韓国著作権委員会の所管事務、管理・義務及び雇用関係等に関する経過措置) ①この法施行当時、従前の第113条第10号による韓国著作権委員会の所管事務、管理・義務と財産及び職員の雇用関係は、保護院が承継する。

②保護院の設立以前に従前の第113条第10号により韓国著作権委員会がした行為または韓国著作権委員会に対し行われた行為は、保護院が行った行為または保護院に対し行われた行為と見る。

付 則<第 14432 号、2016.12.20>

この法は公布した日から施行する。

付 則<第 14634 号、2017.03.21>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(禁治産者等の欠格事由に関する経過措置) この法施行当時、既に禁治産又は限定治産の宣告を受け、法律第 10429 号民法の一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者については第 105 条第 3 項第 1 号の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

付 則<第 15823 号、2018.10.16>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 113 条の 2 第 5 項の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(未分配保証金の使用に関する適用例) 第 25 条第 8 項の改正規定は、この法施行当時従前の規定により補償金分配公告が進行中である場合に対しても適用する。